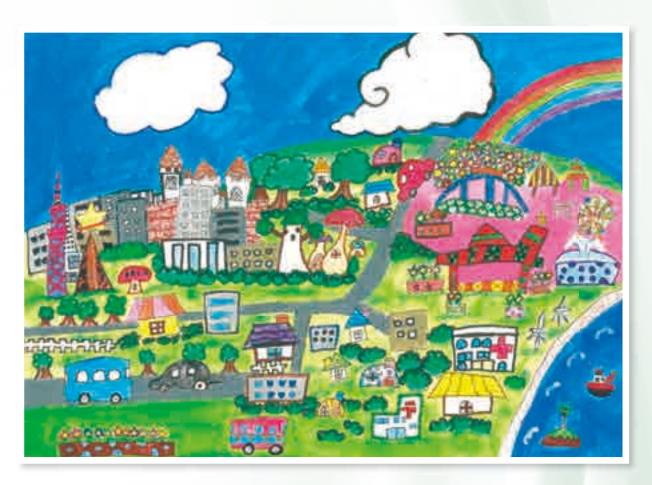
第3編 前期基本計画



小中学生絵画

「未来のひたちなか市」~ひたちなか市をこんなまちに~

優秀賞

市毛小学校5年 古佐原 蒼彩さん



1 災害への備え



- ●災害対策基本法*の一部改正や茨城県地域防災計画*の修正を受け、東日本大震災*での対応を検証し、課題・改善策を整理した上で、「ひたちなか市地域防災計画」(風水害等、地震災害、津波災害)を修正しました。
- ●総合防災マップ、津波ハザードマップ*、津波避難マップ、土砂災害ハザードマップ、液状化ハザードマップ*等を作成・配布し、防災に関する知識の普及と災害対応の周知啓発を行いました。
- ●沿岸部を中心に津波注意喚起標識,海抜表示・津波避難誘導看板を設置しています。
- ●市職員における避難所開設・運営,通信連絡訓練のほか,地域住民による実践的な 避難や避難行動要支援者*の安否確認など,小学校の児童や保護者も含めた,市民参加 型の総合防災訓練を毎年実施しています。
- ●避難所ごとに防災倉庫を設置し、非常食や飲料水ペットボトルの備蓄、資機材の配備をしています。

課題

- ●総合防災マップ・ハザードマップについては、災害想定区域の見直しや地域防災計画の 修正等に応じて見直しを行う必要があります。
- ●総合防災訓練については、結果の検証を十分に行いながら、随時改善していく必要があります。





訓練の様子

用語解説

※ 災害対策基本法

国土並びに国民の生命,身体及び財産を災害から保護するため,総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図ることにより,社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする法律。

※ 地域防災計画

災害対策基本法に基づき市町村が作成する, 風水害, 地震 災害, 原子力災害等の地域防災に関する計画書。

※ 東日本大震災

平成23年3月11日,三陸沖を震源地とする日本観測史上最大のマグニチュード9.0の地震(東北地方太平洋沖地震)と巨大津波により,東日本の太平洋側の広範囲の市町村において甚大な被害を受けることになった。本市では震度6弱を記録し、地震による家屋の全半壊、津波による那珂湊・平磯地区での床上・床下浸水など、家屋・宅地に大きな被害が発生するとともに、上・下水道、小中学校、スポーツ・文化施設、道路などの公共施設も大きく損傷した。さらに福島

- ─災害から市民の生命及び財産を守るため、本市の防災対策の指針となる地域防災計画や総合 防災マップ、津波・土砂災害ハザードマップの見直しを適宜行っていきます。
- ●海抜や高台方向を表示した津波避難誘導看板について、必要に応じて修繕・交換を行っていきます。
- ●防災活動の習熟や協力体制の強化を図るため、自主防災組織をはじめ、防災関係機関、団体、市民などの広範囲な参加の下、総合的な防災訓練を実施するとともに、課題や問題点を共有し、防災対策に反映していきます。

主な取組

- ▶ 地域防災計画の見直し
- ▶ 総合防災マップ・各種ハザードマップの見直し
- ▶ 総合防災マップ・各種ハザードマップによる防災知識等の普及啓発
- ▶ 津波注意喚起標識,海抜表示・津波避難誘導看板の設置・維持管理
- 総合防災訓練の実施及び自主防災会との意見交換会の開催
- 備蓄品, 資機材の維持管理

役 割



- 法改正、国・県の動向等の情報収集
- ●関係機関との協議
- ■防災・減災のための計画策定及びその実施推進



●自主防災会における避難計画,要支援者の安否確認計画,独自の訓練 計画の作成及び総合防災訓練への参画

第一原子力発電所事故による放射性物質の放出は,農業,水産業,観光業等の産業をはじめ,市民生活に大きな不安と影響を与えることになった。

※ 津波ハザードマップ

津波による浸水被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。

※ 液状化ハザードマップ

地震発生によって起こる液状化のメカニズムや那珂湊地区 の地盤構成,液状化から建物を守るための対処手法等につ いて明示したもの。

※ 避難行動要支援者

高齢者, 障害者, 乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する者のうち, 災害発生時の避難等に特に支援を要する者。

🙎 災害時の情報伝達手段の整備



- ■緊急時に必要な情報を市民へ伝達するため、市内全域に放送塔を設置するとともに、 防災行政無線*を運用しています。
- ●屋内にいる方への情報伝達手段として,戸別受信機を各戸へ貸与しています。
- ●災害時の被害状況の把握及び緊急連絡用として、MCA無線*を全避難所に配備しています。
- ●津波警報・緊急地震速報等の気象情報及びミサイル発射情報等の国民保護情報について、直接市町村の防災行政無線を自動起動して情報を伝達するJ-アラート(全国瞬時警報システム)を運用しています。
- ■緊急速報 (エリア) メール*, ホームページ, テレビ及びラジオ等により災害情報を伝達する体制を構築しています。



- ●防災行政無線については、国のデジタル化の方針を踏まえ、現行のアナログ方式からの更新について検討する必要があります。
- ●戸別受信機は、設置開始から15年が経過し、機器の故障が増加傾向にあります。

取組方針

- ●防災情報の伝達手段や通信連絡手段を確保するため、防災行政無線(屋外子局・戸別受信機)やMCA無線などの運用や維持管理を行っていきます。また、防災行政無線及び戸別受信機のデジタル化については、国の動向を注視しながら検討を進めます。
- ●情報技術の向上に応じて新たな通信手段を導入し、多様な情報伝達手段を確保していきます。

主な取組

- 防災行政無線の運用・維持管理
- 戸別受信機の運用・維持管理
- ▶ J-アラート、緊急速報 (エリア) メール、L-アラート※の運用・維持管理
- ▶ MCA無線,衛星電話,茨城県防災情報ネットワークシステム,Em-Net※等の運用・維持管理

用語解説

※ 防災行政無線

防災関係機関への連絡や、住民へ防災情報を伝達する無線 通信システム。同時に複数の相手方に伝達する同報系と、主 に行政機関内の通信を目的とした移動系の2タイプがある。

※ MCA無線

業務無線の一つで、半径20~40kmの広範囲で相互にグループ通信・個別通信を行うことができる。一定の周波数帯を多くの利用者が順番に使用するMCA (Multi-Channel Access) 方式による能率的な無線システム。

※ 緊急速報 (エリア) メール

気象庁が配信する緊急地震速報, 津波警報, 気象等に関する特別警報, 国・地方公共団体が配信する災害・避難情報を, 回線混雑の影響を受けずに携帯電話で受信することができるメール。

※ Lーアラート

大規模災害発生時などに情報を迅速に伝えるための情報 基盤であり、地方公共団体やライフライン関連事業者など の「情報発信者」と、新聞社や通信事業者など情報を住民 に伝える「情報伝達者」がこの情報基盤を共通に利用して 効率的な情報伝達をするシステム。 災害情報共有システム

※ Em−Net

行政専用回線である総合行政ネットワーク [LGWAN] を利用した、国と地方公共団体間で緊急情報を相互に通信するシステム。

緊急情報ネットワークシステム

3 避難行動要支援者対策



●65歳以上のひとり暮らし高齢者及び身体に障害のある方などのうち、災害時に支援を希望する方たちに対し、自治会、民生委員、地域住民の協力の下、地域ぐるみでの支援体制が築かれています。



- ●高齢化の進展に伴い、今後、対象者が増加することが想定されます。
- ●避難行動要支援者を支援する方たちも高齢者となっているケースが見受けられます。
- ●避難行動要支援者1人に対して2人の支援者を基本としていますが、緊急時に対応できないことも想定されることから、班や組でのグループ支援を行う体制を整える必要があります。

取組方針

- ●自治会や民生委員等, 地域支援者の理解・協力を得ながら, 避難行動要支援者の地域ぐるみでの支援体制を構築していきます。
- ●定期的に避難行動要支援者の名簿を更新し、自治会と情報を共有していきます。

主な取組

避難行動要支援者支援制度の運用

役 割



- ●自治会, 民生委員等への周知
- ●対象者のとりまとめ



- ●登録希望者の把握
- ●災害時の支援



総合防災訓練での班行動

4 地域防災の取組への支援



- ●全ての自治会において自主防災会※が結成され、それぞれの地域の実状に即した防災 への取組が進められています。
- ●災害発生時において、社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを開設し、災害ボラ ンティアの登録を行うとともに, 支援のマッチングを行いボランティアを派遣する体制 を構築しています。
- ●平常時における取組として、社会福祉協議会が中心となり、市、自治会、民生委員等を 構成員として「災害ボランティアネットワーク連絡会」を組織し、災害発生時の取組事例 を活用するなど、研修や情報交換を行っています。



●自治会未結成地区においては自主防災会も組織されていないため, 自治会設立と併せ て自主防災会の結成を促進する必要があります。



防災訓練での資機材運搬

- ●身近な地域の防災体制の強化を図るため、自主防災会の結成に対する支援として、結成準備事業(資機材整備)に補助金を交付するとともに、自主防災会独自の防災訓練の支援や、防災講演会・研修会の周知、総合防災訓練への参画、備蓄品の購入支援など、自主防災会の活動に対する支援を行っていきます。
- ●災害時に災害ボランティアセンターを迅速かつ的確に運営できるよう,災害ボランティアネットワーク連絡会を通じて定期的な情報交換,模擬訓練等を行うとともに,効果的な災害支援策の研修を引き続き実施していきます。

主な取組

- 自主防災会の運営支援
- ▶ 災害ボランティアネットワークへの参画及びボランティアセンターとの連携

役 割



- ●自主防災会に対する支援
- ●災害ボランティア活動への支援



- ●自主防災会の結成
- ●地域での防災活動の実施



●社会福祉協議会による災害ボランティアセンターの開設

目標・指標

目標・指標	平成27年度	平成32年度
自治会における自主防災会の結成数	82自主防災会	84自主防災会

用語解説

※ 自主防災会

自治会の会員等を中心とした地域住民が自主的に連帯して防火活動を行う団体。

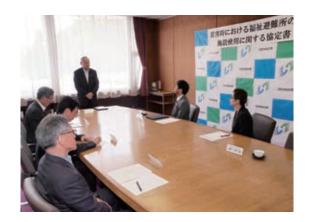
5 災害時連携体制の確立



- ●災害時の生活物資や資機材の提供、福祉避難所※の設置、応急対策・医療救護などの 対応などについて、37民間事業者と災害時応援協定を締結しています。
- ●応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため, 県内の全自治体, 姉妹都市の石巻市・ 那須塩原市のほか, 市川市, 富士市, 茅ヶ崎市とも災害時相互応援協定を締結してい ます。
- ●北関東・新潟地域連携軸推進協議会※を構成する茨城, 栃木, 群馬, 新潟の各県の北関 東自動車道※等の高速道路沿線自治体間において,災害時の相互応援に関する規約を 結んでいます。



●災害発生時,市単独での対応が困難な場合に備え,平常時から応援協定を締結してい る機関・団体・自治体と連携を図っておく必要があります。



福祉避難所に関する協定締結式



医療救護活動に関する協定締結式

- ●災害時に必要な協力を得られるよう, 民間事業者等と災害時応援協定を締結・運用します。
- 災害時の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行できるよう、災害時相互応援協定を締結した自 治体と緊密な情報交換を行うとともに、必要に応じて、新たな協定の締結について検討し、災害対応の体制強化を図ります。

主な取組

- 民間事業者との災害時応援協定の運用
- ▶ 自治体との災害時相互応援協定の運用及び協定都市事務連絡会における意見・ 情報の交換

役 割



●協定の締結・運用



●災害時応援協定に基づく災害発生時の支援

用語解説

※ 福祉避難所

介護が必要な高齢者や障害者など一般の避難所では生活 に支障を来す人のための, バリアフリー化が図られた避 難所。

※ 北関東·新潟地域連携軸推進協議会

北関東及び新潟県地域の高速道路・国道網,鉄道網等の 沿線上に位置する自治体の連携・交流を目的に設立された 組織。

※ 北関東自動車道

群馬県高崎市とひたちなか市を結ぶ総延長約150kmの高規格幹線道路。

6 防災意識の啓発



- ●総合防災マップや各種ハザードマップ等について、沿岸地域の各戸や自治会・自主防 災会等の研修参加者へ配布しているほか、ホームページで公開し、防災知識について 広く周知啓発を行っています。
- ●市報などを活用して、災害への備えや、緊急時の対応などに関する情報の発信を定期 的に行っています。
- 学校において、災害に関する知識・理解、緊急時の安全な行動について指導しています。
- ●自主防災会等の関係機関・団体・市民の参加の下,毎年度,総合防災訓練を実施してい ます。また、訓練実施後は自治会と訓練についての意見交換会を開催しています。

課題

- ●東日本大震災の経験が風化しないよう, 地域全体の防災意識を啓発し, 防災力の更な る向上を図っていく必要があります。
- ●総合防災マップ・ハザードマップについては,災害想定区域の見直しや地域防災計画の 修正等に応じて見直しを行う必要があります。





- ●総合防災マップ、津波や土砂災害などの各種ハザードマップ等を活用し、市民の防災意識を醸成します。また、学校においては、発達段階に応じた防災教育を行っていきます。
- ●自主防災組織をはじめ、防災関係機関、団体、市民などの広範囲な方々の参加の下、実践的な総合防災訓練を実施し、防災意識の向上を図っていきます。

主な取組

- ▶ 総合防災マップ・各種ハザードマップ、市報等を活用した防災知識の普及啓発
- ▶ 学校における防災教育の実施
- ▶ 総合防災訓練の実施

役 割



- ■防災意識の啓発
- ●防災教育の実施
- ●総合防災訓練の実施



●自主防災会における避難計画や避難行動要支援者の安否確認計画、 独自の訓練計画などの策定及び訓練等への参加



自主防災会による訓練の様子

7 原子力防災対策



- ●本市周辺には18の原子力事業所が立地しており、本市では11事業所と原子力安全協定* を,7事業所と通報連絡協定を締結しています。また,国,県及び事業者と連携し,継 続的に放射線量の測定及び監視を行っています。
- ●本市は、東海第二原子力発電所から一部がPAZ*内に、全域がUPZ*内に含まれてい ます。
- ●東海第二原子力発電所の所在地域の自治体として, 近隣市町村と連携し、県及び事業者 (日本原子力発電㈱) に対し、原子力安全協定の見直しを要求しています。

課題

- ●原子力災害時の避難計画については、整然とした避難方法や災害弱者※の支援体制など 解決すべき課題が多岐にわたり、実効性のある計画を策定することは容易ではない 状況にあります。
- ●安定ヨウ素剤*の事前配布については、国がPAZ圏内に対象を限定しているものの、 原子力災害の影響はその範囲に留まるものではないことから、全市民を対象とする 必要があります。
- ●原子力事故に市町村の境界は意味をなさないことから. 県及び東海村だけに再稼動の可 否といった重要事項の協議権限がある現行の原子力安全協定の見直しを行い, 本市も 原発所在地域の自治体として意見を述べ、協議できるようにする必要があります。
- ●大規模な原子力災害時の広域避難に備え、本市の避難受入先となる県内12市町村及び 隣接県の市町村と協定を締結する必要があります。



安定ヨウ素剤

- ●原子力災害時の避難について、国・県・関係市町村と連携し、避難先市町村とも協議を進めながら、実効性のある避難計画を策定していきます。また、原子力所在地域首長懇談会及び東海第二発電所安全対策首長会議の構成市町村と連携し、原子力安全協定の見直しを要求していきます。
- ●安定ヨウ素剤の事前配布について、国・県に市内全域を対象とするよう要望するとともに、 医師会・薬剤師会と連携しながら、全市民を対象に配布します。
- ●原子力の専門家を原子力アドバイザー※として委嘱し、万一原子力災害が発生した場合には、 専門的見地からのアドバイスを得て迅速かつ適切に対応していきます。
- ●大規模な原子力災害時における広域的な避難の受入先となる自治体と協議を行い、避難に 関する協定を締結します。
- ●国, 県, 事業者と連携の下, 原子力事業所周辺区域の環境放射線を測定, 評価していきます。

主な取組

- 原子力災害時の広域避難計画の策定
- 原子力所在地域首長懇談会及び東海第二発電所安全対策首長会議への参画
- ▶ 安定ヨウ素剤の全市民に対する事前配布
- ▶ 大規模な原子力災害時の広域避難の受入先自治体との協議及び協定の締結
- 茨城県東海地区環境放射線監視委員会への参画

用語解説

※ 原子力安全協定

原子力事業者と地元自治体との間で締結される「原子力施 設周辺の安全確保及び環境保全に関する協定」の略称。

※ PAZ

原子力施設からおおむね半径5km圏内。放射性物質が放出される前の段階から予防的に屋内退避,避難等を行う。 Precautinonary Action Zone

***** UPZ

PAZの外側のおおむね半径30km圏内。予防的な防護措置を含め、段階的に屋内退避、避難、一時移転を行う。 Urgent Protective action planning Zone

※ 災害弱者

災害発生時の情報収集や危険察知, 避難行動に対してハンディキャップを持ち, 自力での避難が困難な者。 高齢者や病人・けが人, 日本語を理解できない外国人等が該当する。

※ 安定ヨウ素剤

放射性でないヨウ素を内服用に製剤化したもの。臨界事故の発生時に放出される「放射性ヨウ素」は、呼吸や食事などから特に甲状腺に吸収されやすく、がんを引き起こす可能性を高めるが、甲状腺での蓄積量には上限があることから、安定ヨウ素をあらかじめ取り込むことで放射性ヨウ素の吸収を抑えるため、臨界事故の前か直後に服用する。

※ 原子力アドバイザー

原子力災害時の支援や平常時の原子力広報活動への協力を目的に市が委嘱する者。原子力事業所のOBなど、原子力の専門知識を有する者を対象としている。

🚺 避難機能の強化・避難路の整備



- ●災害時の避難者輸送及び応急対策に使用する資機材等の運搬を迅速かつ的確に行うため、県が幹線道路を緊急輸送道路*に指定しています。
- ●原子力事故時の避難経路として想定される広域幹線道路,津波を想定した避難経路として沿岸部における都市計画道路*や市道,湊公園の通路等を整備しています。
- ●東日本大震災後,避難所となる小中学校の体育館等の耐震化を優先的に進めています。 また,災害発生時に迅速かつ円滑に避難所が開設できるよう避難所施設の鍵を集中 管理しているほか,避難所開設運営担当者をあらかじめ明確にしています。備蓄品に ついては,全避難所に防災備蓄倉庫*を設置し,分散管理しています。

課題

- ●広域的避難道路として重要な役割を果たす国道245号については、一部が2車線であり、 緊急輸送道路としての機能を高めるため、早期に4車線化する必要があります。
- ■津波を想定した沿岸部の避難道路については、おさかな市場等からの避難路として、 船窪土地区画整理事業地内の和田町常陸海浜公園線を整備する必要があります。
- ●避難所の開設が長期化した場合における運営のあり方について検討する必要があります。
- ●地域の集会所が一時的な避難所になった場合の市の支援体制のあり方について検討する必要があります。

取組方針

- ●災害を想定した避難経路として、広域幹線道路、沿岸部における都市計画道路等の整備を推進するとともに、災害時における避難者輸送及び救援物資等の搬送は、県指定の緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき行います。
- ●避難所の開設が長期化した場合において、地域の住民との連携や、女性、身体に障害のある方、 妊産婦や乳幼児などに配慮した運営のあり方を示すマニュアルを作成していきます。
- ●各避難所の防災倉庫に備えた非常食糧,防災資機材の維持管理に努めるとともに,災害時には,迅速かつ円滑な開設ができる体制づくりに努めます。

主な取組

- ▶ 国道245号の拡幅, 湊大橋4車線化の促進
- 和田町常陸海浜公園線の整備推進
- 避難所運営マニュアルの策定及び周知啓発
- 防災倉庫における分散備蓄
- 集会所において自主防災会が運営する避難所への支援

用語解説

※ 緊急輸送道路

高速自動車国道や一般国道, これらを連絡する幹線道路のほか, 知事等が指定する防災拠点を相互に連絡する道路など, 災害時の救援支援活動や物資輸送活動等の緊急輸送を円滑に行うための計画に都道府県が位置付ける道路。

※ 都市計画道路

都市計画において定められる重要な都市施設の一つで,自動車専用道路,幹線街路,区画街路,特殊街路に区分される。

※ 防災備蓄倉庫

地域防災の備えとして, 非常食や生活用品, 救助資機材などが保管・備蓄されている倉庫。

2 安全な施設整備



- ●東日本大震災を契機として、避難所の見直しを行い、津波浸水区域にある施設及び 倒壊のおそれがある施設を除外し、高台にある那珂湊高校を新たに避難所に指定しま した。また、災害時の避難所ともなる学校施設について、「ひたちなか市学校施設耐震 化整備計画」に基づき、改築や耐震補強を実施しています。
- ■水道事業の基幹施設であり、市内の約7割の配水を担う上坪浄水場は、東日本大震災において浄水施設や配管等の被災を受け、長期間の断水を余儀なくされた上、建設後50年が経過し、施設が老朽化しています。
- ●事業拡張期に埋設された配水管は、法定耐用年数である40年を経過する時期を迎えています。
- ●その他, 市営住宅や市立保育所などの多数の市民が利用する公有施設については, 耐震化を完了しています。

課題

- ●耐震化を必要とする校舎等が多く、耐震化率が低いため、早急かつ計画的に事業を 進める必要があります。
- ●上坪浄水場は、老朽化が著しく現行の耐震基準を満たしていないため、早期に更新を 行う必要があります。
- ●事業拡張期に埋設された配水管が、法定耐用年数である40年を経過する時期を迎えており、布設替え及び耐震化を進める必要があります。

取組方針

- ●平成29年度までの整備完了を目指す学校施設耐震化整備計画に基づき、学校施設の耐震化 を着実に推進します。
- 災害時の重要なライフラインである水道施設については、老朽化した上坪浄水場を耐震性の高い施設へ更新するとともに、法定耐用年数を経過した配水管及び耐震性の劣る配水管の布設替工事を進め、耐震化率の向上を図ります。

主な取組

▶ 学校施設の耐震化 ▶ 上坪浄水場の更新 ▶ 配水管の布設替え(耐震化)

目標・指標

目標・指標	平成27年度	平成32年度
① 学校の耐震化率	68.0%	100% (平成29年度完了)
② 配水管の耐震化率	41.7%	47.0%

1 河川・雨水幹線の整備



- ●本市には、一級河川、準用河川、普通河川の計10河川があり、その総延長は約44kmになります。その内、約19kmが治水対策における改修・整備を完了しています。
- ●雨水幹線については、高場・大島流域において浸水緊急対策事業として整備計画された約8kmが完了しています。



●都市化の進展に対応した上流域の雨水幹線の整備に伴い,下流域の流量が増加し, 水田,道路等の冠水が発生しています。

河川の状況

		l	l
河川名	種別	延長(m)	平均幅員(m)
那 珂 川	一級河川	11,600	150
早戸川	一級河川	6,400	10~30
中丸川	一級河川	7,700	4~13
大 川	一級河川	2,700	5.5
本 郷 川	一級河川	1,200	3
おさえん川	準用河川	1,800	5~12
鳴戸川	準用河川	1,600	1.5~13
下江川	準用河川	640	4~15
新川	普通河川	5,700	2
本 郷 川	普通河川	3,800	3
旧早戸川	普通河川	600	2

(※平成27年4月1日現在) (出典:河川課)

用語解説

※ 多目的遊水地事業

河川の氾濫抑制施策として防災調整池等をつくり, 合わせて公園, 緑地, スポーツ施設等を整備して多目的な利用を図る事業。

※ 親水性中央公園

水辺の景観や自然などに近づきやすく, また直接触れ合う ことで水に親しみを感じられる憩いの場として, 中丸川 多目的遊水地事業と合わせて整備される公園。

- ●那珂川は、未整備区域である下水浄化センターより下流部の築堤整備とともに、高潮対策として河口付近の防潮堤の嵩上げ及び中丸川合流地点の常設排水ポンプ設置について国へ要望を行います。
- ●中丸川は改修工事を促進するとともに、県が実施する中丸川多目的遊水地事業*との調整を図りながら、自然環境を活かしつつ、まちの中心部にふさわしい親水性中央公園*を整備していきます。
- ●本郷川は、未整備の区間について、県へ整備促進の要望を行うとともに、大川は、冠水被害解消に向け、改修工事の早期完了を目指していきます。
- ●雨水幹線は、冠水被害解消に向け平磯2号雨水幹線を整備するとともに、その他の集中豪雨等による冠水被害状況を把握しながら計画的に整備を進めていきます。区画整理事業に伴う雨水幹線整備についても、事業の進捗に合わせ、計画的に進めていきます。
- ●雨水の流出を抑制し、1時間当たり70mmの降雨に対応するため、公園・学校における地表上 貯留施設の整備や各戸での浸透施設の設置促進に努めます。

主な取組

- 河川の改修・維持管理
- 雨水幹線の整備・維持管理
- 国・県管理河川の堤防等の整備や改修の促進

役 割



- ●河川の改修・維持管理
- ●雨水幹線の整備・維持管理



●河川美化活動への参加



●河川美化活動への参加

目標・指標

目標・指標	平成27年度	平成32年度
一級河川大川改修事業 (河川改修率)	59.2%	76.2%

1 危機管理体制の確立



- ●不測の災害や重大な事故・事件による危機に対処するための「危機管理ガイドライン」 を基に、様々な危機発生の予防対策や緊急時の応急対策などについて定める「危機管 理マニュアル」が整備されています。
- ●危機管理マニュアルの一つとして, 武力攻撃事態などに対し, 国・県と連携した避難指 示や救援への協力などを行うことを定めた「ひたちなか市国民保護計画」※を策定して います。
- ●地震,風水害,津波等への対応を定めた地域防災計画や,新型インフルエンザ等の 感染症への対応を定めた「ひたちなか市新型インフルエンザ等対策行動計画」※などを 策定しています。

- ●整備された危機管理マニュアルに基づく非常時の対応について、全庁的に情報を共有 し、職員の危機管理能力の向上を図る必要があります。
- ●武力攻撃等の非常事態においては、市単独での対応が困難であることから、国・県と 連携して対応する必要があります。
- ●未知の感染症を含め、海外で発生する様々な感染症などのまん延を防止し、市民生活への 影響を抑えるための体制を整える必要があります。



新型インフルエンザ対応合同演習

- ●市民や地域に被害が及ぶおそれがある様々な危機の発生を防止するとともに、万一発生した場合に迅速かつ的確な対応を講じて被害を最小限にくい止めるため、「危機管理ガイドライン」及び各分野・施設ごとの「危機管理マニュアル」を適切に運用します。また、必要に応じて適宜見直しを行い、未知の感染症その他の市民生活などに多大な影響を及ぼすおそれのある事態に対応する体制を整えていきます。
- ●武力攻撃事態などから市民の生命、身体及び財産を保護し、生活や経済に及ぶ影響が最小となるよう、万一の事態が発生した際には「ひたちなか市国民保護計画」に定めるひたちなか市国民保護対策本部などを設置し、市民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施します。

主な取組

- 国民保護計画の運用
- ▶ 危機管理ガイドライン及び各分野の危機管理マニュアルの運用

用語解説

※ ひたちなか市国民保護計画

武力攻撃や大規模テロ等の事態において, 市民の生命, 身体及び財産を守ることを目的として, 「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」等の関係法令及び茨城県国民保護計画に基づき策定された計画。

※ ひたちなか市新型インフルエンザ等対策行動計画

新型インフルエンザや新感染症による健康被害とこれに伴う社会的影響が懸念されることから,これらの感染症の危機に対処するために定められた計画。発生した感染症の特性に応じて,様々な状況に対応できるよう,対策の選択肢を示している。

1 消防体制の強化



- ●ひたちなか・東海広域事務組合での消防広域化による,現場到着時間の短縮や人員・ 資機材の適正配置等のスケールメリットを活かした,1本部4署の体制で市村の消防を 担っています。
- ●複雑多様化する災害に対し、効果的な出動体制づくりを推進し、消防施設や消防車両、 資機材の充実に努めています。
- ●消防・救急デジタル無線システムを独自に整備し、管轄域の通信指令体制を確立しています。
- ●防災情報ネットワークシステムのデジタル化による次世代の通信網を整備し、情報伝達の多様化に対応しています。
- ●消防団は、市内各地区に全30個分団が配置され、地域防災の要として活動しています。
- ●火災件数は、緩やかな減少傾向にありますが、近年放火又は放火の疑いによる火災が 増加傾向にあります。
- ●建築物の大規模化, 高層・深層化, 用途や管理形態の多様化が進んでいます。
- ●ひとり暮らし高齢者宅の防火診断を実施し、防災対策の実態把握や必要な指導を実施しています。
- ●防火防災の知識・技術を有する住民を「防災推進指導員」*として委嘱し、地域の防災 訓練指導を行っています。



- ●独自に整備,運用する通信指令システムや消防・救急デジタル無線等について,適切に 管理・運用していく必要があります。
- ●災害活動拠点としての機能を確保するため、消防施設を充実するとともに、車両や 資機材について、適切に管理・運用していく必要があります。
- ●消防団員は、条例定数400人に対し、390人前後となっており、団員の確保に努めていく必要があります。
- 消防団活動の安全を確保する必要があります。
- ●住宅火災の被害軽減のため、住宅用火災警報器※の設置率向上とともに、放火対策等の普及啓発が必要となっています。
- ●火災予防広報を通じて,各家庭や地域単位で防火意識の高揚を図る必要があります。
- ●事業所の防火管理体制を強化するため、適切な指導や違反是正による防火安全対策を 推進する必要があります。
- ●防災推進指導員が高齢化しているため、若い指導員を確保する必要があります。

◎「火災発生件数の推移」のグラフは、I章末のページ(70ページ)に掲載しています。

用語解説

※ 防災推進指導員

自主防災会の防災訓練を効果的に行うため、防災士や応急 手当指導員などの民間の人材で非常勤嘱託として委嘱され た指導員。防火防災講話、初期消火、避難訓練、応急救護 訓練、防災資機材の取扱い方法等を指導する。

※ 住宅用火災警報器

一般住宅用の火災警報器で,煙式,熱式等がある。消防 法等の改正により,一般住宅への設置が義務付けられて いる。

※ コミュニティ消防センター

地域の消防防災拠点施設として, 防災意識の向上と住民生活の安全に寄与するための施設。

- ●複雑多様化する災害に的確に対応するため、消防職員の人材育成や能力開発に努め、消防力 の強化を図ります。
- ●消防施設の機能を強化するとともに、消防技術の進展に応じた高度消防資機材、消防自動車などの計画的な整備充実を図ります。
- ●消防団員の安全を確保するため、装備品の充実に努めます。また、消防団の活動拠点となる コミュニティ消防センター※や車両などの計画的な整備充実を図ります。
- ●市民一人一人の防火意識を高め、住宅火災の減少と火災被害の軽減を図るとともに、自主防災組織の防災訓練を支援するなど、地域防災力の向上を図ります。
- ●住宅用火災警報器の設置を啓発し、住宅火災の減少、被害の軽減に努めます。
- ●防火対象物が大型化,複雑化,高層化する中で,効率性の高い立入検査を実施し,事業所や 危険物施設に対する適切な指導・違反是正により,防火安全対策の強化を図ります。
- ●消防団や社会福祉協議会と連携して、ひとり暮らし高齢者などへの防火診断を引き続き 実施し、高齢者世帯の火災予防を推進します。
- ●平成28年度から運用が開始されるいばらき消防指令センターと連携し、円滑な災害情報の 共有・伝達等、効率的・効果的な消防通信体制の構築に努めます。
- ●地域に密着した消防団活動を充実するため、市報や自治会などを通じて消防団への入団を呼びかけ、新たな団員の確保を図るとともに、消防団のPRに努めます。

主な取組

- 消防職員の各種研修,訓練を通じた人材育成
- ▶ 消防施設の充実
- ▶ 消防車両の整備・更新
- 消防通信施設の整備・更新
- 消防団員装備品の充実
- コミュニティ消防センターの充実
- 計画的な分団消防ポンプ車両の更新
- 防火対象物の立入検査
- ▶ 住宅用火災警報器の設置促進,防火広報,防火診断の推進等による住宅防火対策
- 防火防災訓練の支援

役 割



- 消防本部・団の施設・車両等の計画的整備
- ●防火広報による防火意識の普及啓発
- ●防火対象物の立入検査, 指導・違反是正
- ●ひとり暮らし高齢者世帯への防火診断



防災推進指導員による防火防災訓練指導



●ひたちなか市防火安全協会 員事業所による防火意識 の啓発

🙎 救急体制の強化



- ●消防と同様に、ひたちなか・東海広域事務組合において市村の救急業務を担っています。
- ■高度な救急サービスを提供するため、救急救命士の養成等の人材育成に努めています。
- ●高齢人口の増加に伴い、救急需要の増大が見込まれています。
- ●茨城県ドクターヘリと連携した救急活動が迅速な患者搬送に効果を上げています。
- ●応急手当の知識や技術を有する住民を「応急手当講習指導員」 として委嘱し、バイスタ ンダー*の育成に取り組んでいます。市民の応急手当による奏功事例も増えており, バイスタンダー育成の効果が表れています。

- ▶救急救命士や救急隊員を計画的に養成し,安定した救急体制の維持に努める必要があ ります。
- ●増大する救急需要と多様化するニーズに対応するため,今後も継続して救急業務の高 度化に取り組む必要があります。
- ●頻繁に出動する高規格救急自動車※及び積載する資機材は, 計画的に更新する必要が あります。
- ●バイスタンダーを育成する講習会の実施回数や参加人数が増加したため. 応急手当講 習指導員が不足しているほか、講習会の質を向上するため、訓練用のAED*やダミー人 形等の指導用資機材を充実する必要があります。





◎ 「救急車出動件数の推移」と「救急車出動事由の内訳」のグラフは、「章末のページ (70ページ) に掲載しています。

用語解説

※ バイスタンダー

救急現場に居合わせた際に救急隊員が到着するまでの間、 傷病者に応急手当を実施する人を指す。

※ 高規格救急自動車

救急救命士による高度な処置を行うことができる資機材を 積載している救急自動車のこと。

心臓がけいれん (細動) し,機能停止状態の者に電気的な 刺激を与え, 細動を取り除くために使用される医療機器の

自動体外式除細動器 (Automated External Defibrillator)

***** ICT

情報・通信に関連する技術一般の総称。ほぼ同義である IT (Information Technology) に対し、ネットワーク通信 による情報・知識の共有が念頭に置かれた用語。 Information & Communication Technology

※ メディカルコントロール体制

医学的観点から救急隊員が行う応急措置等の質を保障す ること。具体的には、医師から速やかに指示、指導、助言が 受けられる体制, 救急事例を検証し, 質の向上に役立てる 体制, 救急救命士の再教育体制の総称のこと。

- 救急業務の高度化に必要な専門知識・技術の取得のため、教育訓練や実務研修等を通じ隊員の救急技術の向上を図るとともに、救急救命士と救急隊員を計画的に養成し、安定的な救急高度化に努めます。
- 計画的に高規格救急自動車を更新するとともに、救急技術の進展に即した資機材の整備を 行っていきます。
- ●医療機関やドクターへリとの連携強化, ICT*の活用等による病院収容に係る所要時間の短縮を図るとともに, 常時迅速な指示, 指導, 助言が受けられる体制の充実を図ります。
- ●応急手当講習指導員の養成を引き続き行うとともに、e-ラーニング活用などの環境整備や、 AEDを使用した応急手当法の普及啓発などにより、効率的・効果的なバイスタンダーの育成 を進めます。
- ●多様化する救急事例に対し、質の高い救急活動を確保するため、活動内容を医学的見地から 検証し、総合的な救急活動の高度化を図ります。
- 救急救命士の医療機関における再教育訓練を徹底し、資質と技術の向上を図り、市民に信頼 される救急体制を推進します。

主な取組

- 救急救命士及び救急隊員の養成
- 高規格救急自動車の更新
- ▶ メディカルコントロール体制※の充実
- ▶ 応急手当の普及促進
- 予防救急の推進

役割



- 救急救命士及び救急隊員の育成・教育
- ●高規格救急自動車・資機材の充実
- ●応急手当の普及促進



●応急手当講習指導員によるバイスタンダーの育成

目標・指標

目標・指標	平成27年度	平成32年度
安定的な救急救命士の年間養成人数	2名	2名

1 防犯活動の推進



- ●ひたちなか地区防犯協会や防犯ボランティア団体などにより, 防犯意識を啓発する 街頭キャンペーン, 防犯パトロール等が実施されています。
- ●自治会等が行う防犯パトロール等の安全なまちづくり活動に対し、補助金交付などの 支援を実施しています。
- ■「社会を明るくする運動」※を実施しているほか、保護司会、更生保護女性の会等の団体の活動を支援し、青少年の非行防止活動を推進しています。

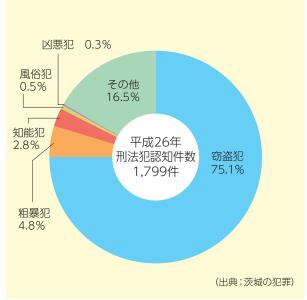
課題

- ●防犯活動への参加者の高齢化が進んでいます。
- ●防犯活動の主体や取組内容は地域によって異なるため、安全なまちづくり活動に対する補助金について、様々な活動を広く支援できるよう、交付要件の見直しなどを検討する必要があります。
- ■「社会を明るくする運動」は、インターネットを通じてのいじめなど大きく変化する青 少年の非行に対応する必要があります。また、積極的な参画団体が一部に限られているほか、団体構成員の高齢化により参加者が減少しています。

刑法犯認知件数の推移



刑法犯認知件数の内訳



- ●地域の安全を確保するため、警察署、防犯協会などの関係団体と連携しながら、地域による防犯活動を持続可能なものとするための支援に取り組みます。
- ●地域主導による防犯活動を支援するため、引き続き街頭キャンペーンなどを実施し、市民一人 一人の防犯意識の向上を図ります。
- ●関係団体とも連携しながら、「社会を明るくする運動」を推進するとともに、保護司会や更生保護女性の会による保護観察活動や青少年の非行防止活動などを支援し、犯罪予防の推進を図ります。

主な取組

- ▶ 安全なまちづくり補助金交付事業
- ▶ 犯罪予防活動支援事業
- ▶ 「社会を明るくする運動」の実施

役 割



- 防犯活動の支援
- ●防犯意識の啓発



- ●自治会等における防犯活動
- ●「社会を明るくする運動」への参画(保護司会, 更生保護女性の会等)

用語解説

※ 社会を明るくする運動

法務省主導で推進する,犯罪の防止と犯罪者の矯正及び更生保護についての正しい理解,それらに対する自発的な活動協力を国民に啓発する活動。

1-6 2 防犯環境の整備



●自治会による防犯灯の設置・維持管理に対し助成を行っています。また、水銀灯等の 撤去や、防犯灯のLED化に対する助成を実施しています。



●防犯灯のLED化に要する費用の地域負担分が自治会財政を圧迫しており、補助制度の 見直しが課題となっています。

取組方針

●夜間における犯罪を未然に防止するため,通学路や住宅地への自治会による防犯灯の設置や LED化,維持管理を引き続き支援していくとともに、補助制度の見直しに取り組みます。

主な取組

▶防犯灯設置費等補助金交付



●防犯灯の設置・維持管理に関する補助



●自治会による防犯灯の設置・維持管理

3 空き家等対策



- ●適正な管理がされてない空き家等への対策について、市の役割と法的権限を明確にした「空家等対策の推進に関する特別措置法」※が整備されました。
- ●市では、法に定める「特定空家等」※について、指導、勧告、命令、行政代執行などの行政 措置を行うほか、市と市民等との連携について定めた条例を制定するとともに、発生の 抑制や有効活用の促進などについて定める対策計画を策定することとしました。



- ■個人の財産に関する問題であることから、公費による処分の是非など、市民の理解を 得ながら行政措置を行う必要があります。
- ■適正な管理がされてない空き家等の多くは、相続や登記等の諸手続がなされておらず、 所有者等の把握に相当の時間を費やすことが想定されます。
- ●空き家等の情報を一元化したデータベースを整備することにより、危険な空き家等について迅速に対処する必要があります。

取組方針

- ●適正な管理がされていない空き家等の所有者等に対し、法及び条例に基づく行政措置を行います。
- ●空き家等の「発生抑制」、「有効活用の促進」、「適正な管理がされてない状態の解消」を3つの 柱とする対策計画を策定し、総合的な空き家等対策を推進します。
- ●自治会をはじめとする地域等による空き家等対策の取組を支援します。

主な取組

- ▶ 空き家等の所有者等に対する適正な管理の啓発
- ▶ 空き家等情報の収集,立入調査を含む現地調査及び行政措置 (指導,勧告,命令,行政代執行)
- 空き家等の有効活用の促進

役 割



- ●空き家等の発生抑制
- ●空き家等の有効活用の促進
- ●空き家等の適正な管理がされてない状態の解消



■適正な管理がされてない空き家等について、市に情報提供をするなど、市の空き家等対策事業への協力



市の空き家等 対策事業への 協力

用語解説

※ 空家等対策の推進に関する特別措置法

適切な管理が行われていない空家等が地域に深刻な影響を及ぼしている状況から,地域住民の生命,身体及び財産の保護と生活環境の保全を図り,併せて空家等の活用を促進するため,施策の基本方針等を定めた法律。

※ 特定空家等

倒壊のおそれや衛生,保安又は景観上の問題があるなど,放置することが不適切であると認められる空家。

I − 6 4 消費生活



- ●悪質商法*の被害を防止するため, 自治会や社会福祉協議会と連携しながら, 消費生 活啓発推進員とともに、市政ふれあい講座を開催しています。
- ●消費生活に関する相談は、情報化・国際化の進展を背景に複雑化・多様化しており、 高齢者からの相談も増加しています。

課題

- ●悪質商法の被害を未然に防止するため、高齢者だけでなく高齢者を支援する人への 啓発も不可欠となっています。
- ●複雑化・多様化する消費者トラブルに対応するため, 消費生活相談員の知識・経験の 向上が必要となっています。



市役所ホールでの消費者月間啓発パネル



産業交流フェアでの消費生活展

- ●消費生活展の開催やくらしの講座,市政ふれあい講座などを通して、必要な情報を提供し、 消費者被害の未然防止に取り組みます。
- ●消費者被害の的確かつ迅速な救済のため、各種研修会への参加により消費生活相談員のスキルアップを図るとともに、国及び県消費生活センターなど関係機関と連携し、相談を実施します。
- ●自治会, 民生委員, 介護関係者や高齢者クラブなどの各種団体との連携を図り, 高齢者を狙った悪質商法などの不適正な取引行為による消費者被害の未然防止・拡大防止に努めます。

主な取組

- 消費啓発講座の実施
- ▶ 消費生活相談の実施

役 割



- ●消費者トラブル等の被害の防止
- ●消費者問題の相談体制の整備



●消費生活展の開催



※ 悪質商法

詐欺的手法で利益を得る商法の総称。

1 交通安全対策



- ●市では、市交通安全対策本部を設置し、関係機関・団体と連携の下、「第9次ひたちなか市交通安全計画」に基づき、交通安全対策を推進しています。
- ●交通安全教育指導員による交通安全教室の開催や関係機関・団体参加の交通安全運動などにより、市民に対して交通安全の普及啓発を図っています。
- ●交通安全教育の推進などの取組の効果により、市内の人身交通事故発生件数は減少傾向にありますが、高齢者が被害者や加害者になるケースが増えています。
- ■勝田駅周辺地域を放置自転車禁止区域に指定し、放置自転車の警告、撤去を行っています。

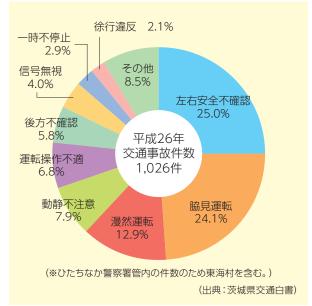
課題

- ●市内で発生する交通事故において、高齢者の関わる割合が高まっており、交通事故死者の半数以上は65歳以上となっています。
- ●見通しの悪い交差点などの交通事故の危険が高い箇所や路面の破損等により交通に 支障のある箇所について, 道路の安全性, 快適性及び利便性を求める要望が地域の 自治会から出されています。

交通事故発生件数の推移



原因別事故件数の内訳



- ●交通安全に関する意識の高揚及び知識の普及により交通事故の防止を図るため、交通安全対策本部構成団体と協力し、交通安全指導の実施などにより、交通安全意識の啓発を図ります。
- 自動車・自転車の運転者や子どもを対象にした交通安全教育を推進します。
- ●ひたちなか地区交通安全協会及びひたちなか市交通安全母の会連合会の行う交通安全活動を支援します。
- ●運転に不安のある高齢者が、自主的に運転免許証を返納しやすい環境づくりを進めます。
- ●歩行者や自転車利用者を保護するため、防護柵、道路照明灯、道路反射鏡などの交通安全施設を計画的に整備します。
- ●道路安全パトロールにより危険箇所や交通安全施設の点検を行うとともに、小・中学校の通学路など児童・生徒を守る区域や高齢者に配慮すべき箇所については、通学路の安全点検などにより危険箇所の把握に努めるなど、地域や警察とも連携しながら、交通事故の防止に配慮した安全な環境づくりを推進します。
- ●自転車利用者が円滑に利活用できるよう、駅前の自転車駐車場の維持と管理運営を行います。
- ●勝田駅周辺の交通の安全,災害における円滑な緊急活動の確保,都市の美観保持のため、 放置自転車の撤去や放置禁止の広報啓発を推進します。

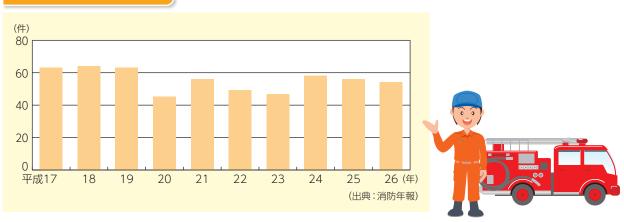
主な取組

- 交通安全計画の策定・推進
- 交通安全教育の推進
- 交通安全広報活動の推進
- 交通安全フェスティバルの開催
- 高齢者運転免許自主返納の支援
- 交通安全施設の整備推進
- 自転車駐車場の管理運営
- 放置自転車防止対策の推進
- 県民交通災害共済の加入促進



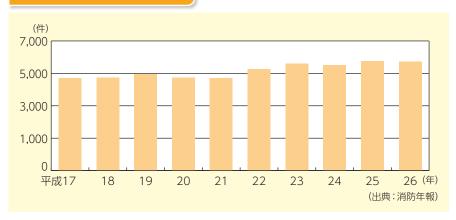
[資料1] I-5-1 消防体制の強化 (P58)

火災発生件数の推移



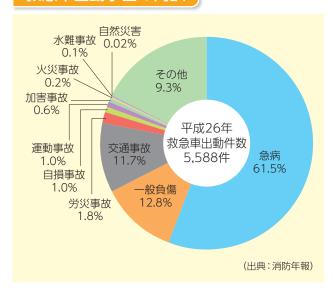
[資料2] I-5-2 救急体制の強化 (P60)

救急車出動件数の推移





救急車出動事由の内訳





消防出初式



Ⅱ-1 1 企業誘致の推進



- ●企業立地セミナーやポートセールス※等を実施し,茨城港常陸那珂港区※,北関東自動 車道, 常陸那珂工業団地*などの産業流通インフラの優位性, 固定資産税の課税免除 などの各種優遇制度を積極的にPRしながら、新たな企業進出や設備投資、港湾利用を 促進しています。
- ●ひたちなか地区の常陸那珂工業団地には、総分譲面積の約75%に企業が立地してい ます。

●企業誘致に当たっては、関連企業の立地につながる裾野の広い産業や安定的な地元 雇用の創出につながる優良な企業の立地を促進していく必要があります。



茨城港常陸那珂港区及び後背地に立地する工場群

- ●北関東自動車道をはじめとした広域的な幹線道路網や、これに直結する茨城港常陸那珂港区など、本市の地理的優位性について、企業立地セミナー等を通じて積極的にPRしながら、企業の誘致を推進します。
- ●常陸那珂工業団地などの産業集積を促進する区域への企業の新規立地や設備投資を推進するため、固定資産税の課税免除制度をはじめとした各種優遇制度を活用しながら、雇用の創出や港湾の利用促進、関連産業の拡大につながる優良な企業の誘致活動に努めます。

主な取組

- ▶ 企業立地セミナー等の実施・参画
- 茨城県工業団地企業立地推進協議会への参画

役 割



- ●セミナー等の実施・参画
- ●協議会への参画



●セミナー等への参加

目標・指標

目標・指標	平成27年度	平成32年度
常陸那珂工業団地における企業立地 済みの面積比率	75.4%	100%

♣ 用語解説

※ ポートセールス

港湾の利用促進のため,荷主企業や船社,物流事業者に対し,企業訪問や各種セミナー開催などにより港湾について PRすること。

※ 茨城港常陸那珂港区

全国102港ある重要港湾の一つ。北関東自動車道に直結するインフラ環境を活かして、迅速かつ環境負荷の少ない物流を実現できる港湾としての発展が期待されている。

※ 常陸那珂工業団地

ひたちなか市新光町において平成5年に県が造成した 総面積85.9ha (分譲可能面積65.9ha) の工業団地。

2 就業の支援



- ●本市の平成26年の事業所数は、5,644事業所、従業者数は71,567人です。市内には、 工業や商業施設をはじめ、多くの働く場があり、雇用環境に恵まれています。
- ●市内には高等専門学校や高等学校が合わせて6校あり、優秀な人材を労働力として 提供できる環境が整っています。
- ●ひたちなか地区を中心として新しい雇用の創出につながる企業誘致を推進しています。 また, 同地区の立地企業と市内及び近隣の高校との雇用に関する情報交換会を実施し ています。



- ●働く意欲の高い女性や高齢者の就職希望に応える必要があります。
- ●雇用に関する情報交換会については,製造業以外の企業を含め拡大していくことを検討 する必要があります。
- 勤労者の安定的な雇用の確保のため、福利厚生を充実させる必要があります。

事業所数及び従業者数の推移



用語解説

※ 産業活性化コーディネーター

市内中小企業の課題解決や産学官連携などを支援するた め,企業訪問をしながら指導・助言を行うとともに、関係機 関や企業間の仲立ちをする者。企業,教育研究機関の出身 者など知識・経験の豊富な人材が活躍している。

※ ひたちなかテクノセンター

市, 東海村などの近隣自治体, 県, 中小企業基盤整備機構, 企業等が出資する第三セクター。地域の産業支援機関とし て,産業活性化コーディネーターによる企業支援のほか, 研究開発や創業の支援のためのテナント貸借, 研修等に よる人材育成などに取り組んでいる。

- ●公共職業安定所,商工会議所等の関係機関や産業活性化コーディネーター*と連携した求人・ 求職情報の提供を行い、地域雇用の促進を図ります。
- ●ひたちなか地区をはじめ企業立地を推進するとともに、市内への立地企業と市内や近隣自治体に立地する高等学校等と連携して情報交換会を実施するなど、地元雇用を促進します。
- ●公共職業安定所やひたちなかテクノセンター※などと連携し、仕事への復帰を希望する女性などが、市内企業で活躍できるよう支援します。
- ●勤労者総合福祉センターの利用者へのサービス向上や勤労者福祉サービスセンターが行う 福利厚生事業を通じて,勤労者の福祉向上を図ります。

主な取組

- ▶ ハローワーク等と連携した就職面接会や子育て女性を対象とした就職セミナーの開催
- ▶ 勝田工業高等学校の生徒、関係者を対象とした市内企業見学会の支援
- ▶ ひたちなか地区等の立地企業との情報交換会の開催
- ▶ 商工会議所主催の人材育成セミナーの開催支援
- ▶職業能力開発講習等の参加促進
- ▶ 勤労者総合福祉センターの管理運営
- ▶ 勤労者福祉サービスセンターの運営補助
- ▶ 特定退職金制度のPR. 特定退職金共済制度加入促進補助

役 割



●セミナー等の開催支援



●セミナー等への参加



- ●セミナーや説明会の実施
- ●人材育成の推進

Ⅱ-2 1 港湾の整備促進



- ○茨城港常陸那珂港区においては、東京湾沿岸地域の港湾物流機能を補完する中核国際港湾として、中央小頭や東防波堤の整備が着実に進められています。
- ●東日本大震災発生時においては、中央ふ頭耐震強化岸壁*の被害はほとんどなく早期に供用再開されたことから、災害発生時の緊急物資の輸送拠点や経済活動の維持など、災害対応としての港湾機能の重要性が再認識されました。また東防波堤については、津波被害の低減につながったことが確認されました。
- ●平成27年1月現在, コンテナやRORO*航路を中心に, 北米等との間で外貿13航路, 北海道との間で内貿3航路の定期航路が就航しています。
- ■国内外ポートセールスや企業向けセミナーの開催など港湾利用を促進する取組を行っています。



●今後,完成自動車の輸出をはじめとした更なる貨物量の増加が見込まれることや,首都 直下地震など大規模災害発生時には,京浜港の港湾機能を補完する必要があること から,港湾機能の更なる強化を推進する必要があります。

常陸那珂港区年間取扱貨物量の推移





- ●建設機械や完成自動車の輸出等の取扱貨物量の増加に対応するため、中央ふ頭の岸壁、ふ頭 用地、港湾関連用地等の整備を促進します。
- ●港湾内の波の静穏度を確保するため,東防波堤や中央波除堤の整備を促進します。
- ●茨城港常陸那珂港区への定期航路の誘致や取扱貨物量の増大を図るため、県や関係機関と連携しながら、国内外へのポートセールスや企業等を対象としたセミナーの開催、常陸那珂港振興協会を通じた取組等により、港湾の利用促進に努めます。また、北関東自動車道沿線市町村などとの連携を推進します。

主な取組

- 茨城港常陸那珂港区の整備促進
- ▶ 港湾利用促進事業の推進

目標・指標

目標・指標	平成27年度	平成32年度
年間取扱貨物量 (1~12月)	1,040万トン	1,240万トン



用語解説

※ 耐震強化岸壁

大規模地震が発生した際にも緊急物資等の輸送や経済活動を確保することができるよう,通常岸壁よりも耐震性を強化した係留施設。

RORC

自動車や重機などが、クレーン等の荷役機械に頼らず船の中を自走して直接乗り込む荷役方式のこと。この方式を行うことが出来る船舶をRORO船舶という。 Roll on / Roll off

II-2

2 広域交通基盤の整備促進



- ●ひたちなか地区から栃木県を経て群馬県高崎市まで、北関東3県の約150kmを結ぶ 北関東自動車道が平成23年3月19日に全線開通しました。常磐自動車道、東北自動車 道、関越自動車道と連結して、首都圏、北陸地方、東北地方ともつながる路線であり、 広域的なアクセス性が大きく向上しました。
- ●東日本大震災直後に全線開通した北関東自動車道は、災害時の応援派遣や緊急物資の搬送など、緊急時における輸送路としての有効性も確認されました。
- ●東関東自動車道水戸線*については、県内区間においては、千葉県境〜潮来IC間及び 茨城空港北IC〜茨城町JCT間の約11kmが開通しています。
- ●平成22年3月11日に開港した茨城空港については、県や県内市町村と連携して、利用 促進対策を実施しています。



- ●北関東自動車道については、地域経済の発展、広域観光の振興、交流の更なる促進につながる取組を推進する必要があります。
- ●北関東自動車道から茨城空港や成田空港を結ぶ東関東自動車道水戸線については、 関係市町村と連携して、早期の整備を促進していく必要があります。
- ●茨城空港については、安定的な就航路線を確保・拡大しながら、地域経済の活性化に効果のある利用促進の取組が重要となっています。

- ●観光などで本市を訪れる方を増やすとともに、茨城港常陸那珂港区の取扱貨物量の増加を図るため、北関東自動車道の利用を促進します。
- ●高速自動車道による広域交通ネットワークの構築を図るため、東関東自動車道水戸線の早期延伸を促進します。
- ●茨城空港については、市民の利便性の向上と本市観光地などへの来訪者増加の観点から、県や県内市町村と連携して、空港と地域をつなぐ2次交通の充実やPR活動を行うことにより、茨城空港の利用促進に取り組みます。

主な取組

- ▶ いばらき北関沿線地域活性化協議会への参画
- ▶ 北関東・新潟地域連携軸推進協議会への参画
- 東関東自動車道水戸線建設促進期成同盟会への参画
- ▶ 茨城空港利用促進等協議会への参画



北関東自動車道へつながる東水戸道路



※ 東関東自動車道水戸線

東京都練馬区を起点とし、千葉県を経て水戸市に至る総延 長約140kmの高規格幹線道路。

II -3

1 中小企業経営の安定化



- ●平成26年工業統計調査による本市の製造事業所数は213件, 従業者数は19,255人, 製造品出荷額等*は県内第3位の8,801億円となっており, 平成20年11月のリーマンショック以前の水準に戻りつつあります。
- ●大手企業は業績回復のために事業構造改革を推進しており、中小企業を取り巻く経営環境が変化しています。

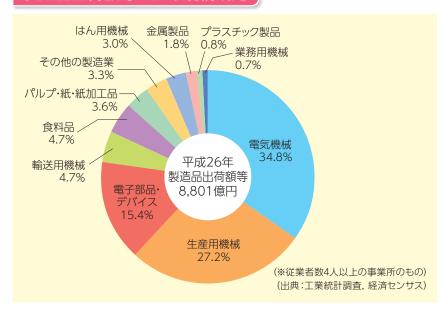
課題

- ●市内の中小企業の経営基盤の強化を支援するため、融資・相談支援機能等の充実が 求められています。
- ●中小企業が事業拡張を図る際,中小企業の用地拡張に適した工業用地が不足していることから,工場の市外流出が懸念されており,用地確保のための対応が必要となっています。

製造品出荷額等及び従業者数の推移



製造品出荷額等の産業別構成比



Π

取組方針

- ●各種融資制度の周知を図るとともに、企業の現況を把握しながら融資制度を充実させ、経営の安定化を図るとともに、商工会議所が実施する専門家派遣相談事業等を支援し、個々の企業に即した経営基盤の強化に努めます。
- ●技術力向上や経営改善のためのグループ活動を促進し、市内工業の自立的な成長発展を促進します。
- ●商工会議所が行う, 金融, 税務, 高度情報処理の相談や業種別・課題別の講習会の開催を支援 します。
- ●市内企業の事業拡張による工場等の市外への流出を防止し、市内への円滑な立地を促進するため、企業動向やニーズに即した支援を実施します。

主な取組

- 各種融資制度の周知
- ▶ 融資あっせん, 信用保証料の補助
- ▶ 専門家派遣相談事業への補助
- ▶ 経営相談,経営講習会事業への補助
- ▶ 立地企業フォローアップ事業

目標・指標

目標・指標	平成27年度	平成32年度
専門家派遣相談事業の年間相談件数	65件	70件

用語解説

※ 製造品出荷額等

1年間における製造品出荷額,加工賃収入額,その他の収入額などの合計額で,地域の工業の状態を表す指標となるもの。

II-3

2 競争力ある産業の育成



- ●産業活性化コーディネーター*により毎年2,000回以上の企業訪問を行い、個別企業が 直面している生産技術の向上や販路拡大などの経営課題の解決を支援しています。
- ●企業が抱える課題に応じて、企業が地域の教育研究機関や工業技術センターなどの関係機関と協力して課題解決に向けた取組を実施することで、産業発展のための産学官連携*を進めています。
- ●企業, 県, 市, ひたちなかテクノセンター, 茨城工業高等専門学校, 金融機関が参画して 運営している「なかネットワークシステム」*が実施する, 経営セミナーやコーディネー ターの育成, 先端技術講習会を通じて, 産学官金連携を進めています。

課題

- ●中小企業の競争力維持のため、先端技術への対応や人材の確保・育成が課題となっています。
- ●教育研究機関が持つ知的資源が、地域企業の新技術、新製品開発に活用されることが 期待されています。
- ●生産技術等の革新及び設計・開発力の強化により、生産性の向上を図るとともに、品質を高め、他社との差別化を図ることが求められています。
- ●既存の枠にとらわれない国内外も含めた販路開拓が必要となっています。



ひたちなかテクノセンター

用語解説

※ 産業活性化コーディネーター

市内中小企業の課題解決や産学官連携などを支援するため、企業訪問をしながら指導・助言を行うとともに、関係機関や企業間の仲立ちをする者。企業、教育研究機関の出身者など知識・経験の豊富な人材が活躍している。

※ 産学官(金)連携

新技術の研究開発や,新事業の創出を図ることを目的として,大学などの教育研究機関と民間企業,政府・地方公共団体,金融機関が連携すること。

※ なかネットワークシステム

産官学金連携によるひたちなか圏域の「技術革新」、「経営革新」、「研究開発」に関わる産業支援活動を目的として平成16年に結成された団体。

※ IoT

自動車の位置情報を集約して渋滞情報を配信するシステムや外出先で自宅の家電製品を操作するなど、パソコンなどの従来のIT機器以外にも様々な「物」をインターネットに接続し、情報交換することにより相互に制御する仕組み。 Internet of Things

※ ビッグデータ

既存のデータベース管理ツールや従来のデータ処理アプリケーションで処理することが困難なほど巨大で複雑なデータ集合の集積物。様々な種類・形式のデータが含まれる。

- ●産業活性化コーディネーターの配置により、市内中小企業に対する相談・支援体制の充実を図ります。
- ●産業活性化コーディネーターや「なかネットワークシステム」を活用することにより、ひたちなかテクノセンター、工業技術センター、茨城工業高等専門学校等をはじめとした関係機関と中小企業との連携を促進し、中小企業の生産技術の向上や人材育成、新製品開発、販路拡大等の取組を支援します。
- ●中小企業の競争力を高めるため、ITを活用し生産性を向上させる取組を支援します。

主な取組

- ▶ 産業活性化コーディネーターの配置
- ▶ 中小企業技能訓練への補助
- ▶ なかネットワークシステムへの参画
- ▶ 新製品開発の補助
- ▶ 販路拡大への補助
- 環境認証等取得への補助
- ▶ 県内の産業支援機関との連携による企業支援
- ▶ IoT*やビッグデータ*の活用など競争力を強化する支援事業の検討

役 割



- ●開発・販路拡大, 資格取得への補助
- ●企業と教育研究機関との連携支援



- ●教育研究機関:企業への技術,人材提供
- ●産業支援機関:相談・支援体制

目標・指標

目標・指標	平成27年度	平成32年度
①産業活性化コーディネーターによる年間相談件数	1,000件	1,200件
②市の補助金を利用した展示会等の出展件数(延べ)	15件	85件
③市の補助金を利用した新製品等の開発件数(延べ)	56件	81件

83

Ⅱ-4 1 商業の振興



- ●平成26年商業統計調査による本市の年間販売額は2,962億円, 売場面積は237,473㎡です。
- ●郊外に大型小売店舗が相次いで進出する一方、駅前の商店街や個人商店などでは、 経営の継続が困難になる状況も見受けられます。

課題

- ●商工会議所と連携して中小商業者の経営改善に努める必要があります。
- ●中小商業者は大型小売店舗との差別化を図ることが求められています。
- ●新規創業者の開業前の準備などに対し、健全な経営が継続できるよう支援する必要があります。

年間販売額の推移



商店数及び売場面積の推移



- ●商工会議所等が実施する経営指導や講習会,若手後継者などの育成事業を支援するなど,人材の育成強化を促進し,中小商業者の経営力の向上を図ります。
- ●中小商業者の経営の安定化を図るため、現況を把握しながら各種融資制度の充実を図ります。
- ●空き店舗を活用したチャレンジショップ事業を推進し、商店街への新規創業を支援するととも に、多様な業種・業態の導入を図ります。
- ●「ひたちなか市創業支援事業計画」に基づき, 創業支援機関と連携し, 創業相談体制や支援制度の充実を図るとともに, 市内における創業を促進し, 商業の活性化を図ります。

主な取組

- ▶ 従業員の能力向上のための講習会の支援
- ▶ 繁盛店づくり事業の推進
- ▶ 融資のあっせん, 信用保証料の補助
- ▶ 空き店舗チャレンジショップ事業※への補助
- ▶ 「ひたちなか市創業支援事業計画」 支援事業の推進

役 割



●各種事業への補助, 周知



- 各種事業の実施
- ●空き店舗の利活用

目標・指標

目標・指標	平成27年度	平成32年度
①空き店舗チャレンジショップ事業による出店件数(延べ)	27件	42件
②創業相談の年間支援件数	38件	45件

用語解説

※ 空き店舗チャレンジショップ事業

魅力ある商店街の形成を推進するため, 商店街の空き店舗への新規出店者に対して経営支援を行い, 空き店舗の解消と商店街のにぎわいづくりを図る事業。

Ⅱ – **4**

2 商業とまちづくりの連携



- ●中心市街地における商業振興を図るため、商工会議所が中心となって平成27年4月1日にひたちなかまちづくり株式会社を設立し、イベントの開催や駐車場の運営などを行っています。
- ●勝田駅, 佐和駅, 那珂湊駅前において, 冬期にイルミネーションを実施しています。



- ●商工会議所,商店街及びまちづくり会社が一体的に中心市街地の商業活性化を図っていくことが求められています。
- 景観の向上などにより、商店街のにぎわいの創出を図る必要があります。
- ●大型小売店舗による地域社会への自主的,積極的な貢献が求められています。



まちづくり会社によるイベント



勝田駅前のイルミネーション

用語解説

※ 大規模小売店舗の地域貢献活動に関するガイドライン 店舗設置者と地域住民の協働によるまちづくりを促すとと もに、店舗・地域双方の健全な発展を図るために平成23年 4月に市が制定したガイドライン。大規模小売店舗立地法 第2条第2項に規定される建物のうち, 建物内の店舗面積の合計が1,000㎡を超える店舗に対して地域貢献活動を促す。

- ●まちづくり会社が実施する、商店街におけるにぎわいの創出などの中心市街地活性化事業を 支援するとともに、商工会議所によるコミュニティ交流サロンの運営を補助し、勝田駅、佐和 駅、那珂湊駅を中心とする商店街及び商業の活性化に取り組みます。
- ●商店街でのイベントの開催やイルミネーションを実施し、買い物客が魅力を感じて利用できる 商店街の形成に努めます。
- ●まちづくり会社とも連携しながら、商店街における特色あるイベントの開催を支援し、商店街の集客能力の強化に努めます。
- ●「大規模小売店舗の地域貢献活動に関するガイドライン」*の適切な運用により、大規模小売店舗の自主的・積極的な地域貢献活動を促進します。

主な取組

- ▶ まちづくり会社が実施する中心市街地活性化事業への補助
- ▶ コミュニティ交流サロン運営補助
- ▶ 駅前イルミネーション事業への補助
- ▶ 表町七夕まつり、ドリンクラリー事業への補助
- ▶「大規模小売店舗の地域貢献活動に関するガイドライン」の適切な運用

役 割



- ●まちづくり会社支援
- ●コミュニティ交流サロン運営補助



- ●空き店舗情報の共有
- ●コミュニティ交流サロンの運営
- ●大規模小売店舗による地域貢献活動

目標・指標

目標・指標	平成27年度	平成32年度
コミュニティ交流サロンの年間来場者数	14,700人	16,000人

II-5

11 農業経営基盤の充実



- ●平成22年における経営耕地面積*は1,620ha、農家数は1,896戸となっており、高齢化や輸入農産物の増加による価格の低下等により、いずれも減少傾向にあります。
- ■認定農業者*などが取り組む営農規模の拡大や経営改善のために必要な機械設備の導入を支援するなど、地域農業の担い手の確保に努めています。
- ●農業者の高齢化等に伴う耕作放棄地の増加に対応し、農地の流動化に取り組んでいます。

課題

- ●農地面積の減少により、農地の持つ水源涵養などの多面的な機能が損なわれることが 懸念されます。
- ●地域農業の担い手として認定農業者や就農者を確保する必要があります。また、担い手となる農業者が引き続き安定的に営農できるよう支援していく必要があります。
- ●農地の流動化は、耕作条件の悪い土地などを中心として、進んでいない状況です。 今後は、高齢化などにより離農される方の農地を把握し、荒廃する前に担い手につな げる必要があります。

耕地面積の推移



- ●農業の担い手となる認定農業者を確保するため、規模拡大・経営改善に必要な施設整備等について補助を行うなどの取組を行います。また、新たな担い手として就農者や後継者の確保、育成を図るため、国の給付制度の活用や農業協同組合等が主体となって実施する研修事業を支援します。
- ●県営畑地帯総合整備事業*による中根荒谷地区の整備を推進するとともに、国営那珂川沿岸 農業水利事業*を促進し、農業用水の確保と安定供給を図り、農家の生産基盤の安定化や畑 地の生産性向上に取り組みます。
- ●耕作放棄地の増加を抑制するため、農地の貸し借りなどを行う農地中間管理機構に指定された「茨城県農林振興公社」と連携しながら、認定農業者など規模拡大に取り組む農家への農地の集積・流動化に努めます。

主な取組

- ▶ 担い手育成
- ▶ 県営畑地帯総合整備事業による中根荒谷地区の基盤整備
- 国営那珂川沿岸農業水利事業の促進

目標・指標

目標・指標	平成27年度	平成32年度
認定農業者数	116名	125名

用語解説

※ 経営耕地面積

一定規模以上の農業生産者が経営している耕地をいい,所 有している耕地(自作地)及び借りて耕作している耕地(借 入耕地)の合計(貸付耕地及び耕作放棄地を除く。)。

※ 認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画について市町村の認定を受けた農業経営者や農業生産法人。

※ 県営畑地帯総合整備事業

高収益作物の計画的かつ安定的な生産を図るため, 畑地の 区画整理や農道などの生産基盤整備を行うとともに, 担い 手への農地集積を推進する事業。

※ 国営那珂川沿岸農業水利事業

那珂川沿岸の水戸市, ひたちなか市, 常陸大宮市, 那珂市, 茨城町, 大洗町, 城里町及び東海村を対象に農業用水を供給することを目的として, ダム, 幹線水路などの整備を行う国営事業。

II-5

2 特色ある農業の推進



- ●本市は、日本一の生産量を誇るほしいもを含め、甘藷の一大産地となっています。特に、ほしいもについては、様々なメディアで取り上げられ、需要が増加しています。
- ●ほしいもの生産振興については、「ほしいも生産三ツ星運動」や品評会の開催などのひたちなか・東海・那珂ほしいも協議会*の取組を通じ支援しています。
- ●食用甘藷、いちごの2品目で銘柄推進産地指定を受けています。

課題

- ●ほしいもの需要が増加する一方, 高齢化等による生産者の減少や生産規模の縮小等により, ほしいもの生産が需要に追いつかない状況にあります。また, 他産地(市外・県外)での生産も増加しており, 特産地としての維持発展も課題となっています。
- ●高齢化等による生産者の減少や生産規模の縮小等により、銘柄産地指定の条件を満たすことができないことが課題となっています。





用語解説

※ ひたちなか・東海・那珂ほしいも協議会

3市村においてほしいも生産農家やほしいもの集荷販売業を営む問屋、農業関係機関から構成される協議会。

※ 共選共販体制

農業協同組合が農産物をとりまとめて集荷し、共同で選別 して市場などで共同で販売する体制。

※ 三ツ星生産者

生産(生産履歴の記帳)・衛生加工・販売(適正品質表示)

について、総合的に取り組み、消費者に信頼されるほしいも づくりを目指す生産者のこと。

***** HACCP

食品の製造・加工などあらゆる段階で発生するおそれのある危害をあらかじめ分析し、その結果に基づいて製造工程での重要管理点を定め、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理手法。

Hazard Analysis and Critical Control Point

- ●農業協同組合及び生産者の実施する直売所等での販売や共選共販体制※を支援し、地場農産物の理解を深めるための品評会や即売会等を実施するとともに、学校給食への地場農産物の提供による食育の充実を図ることにより、地産地消、販路拡大を推進します。
- ●東海村,那珂市とともに組織している「ひたちなか・東海・那珂ほしいも協議会」において、三ツ星生産者*の育成や品評会などの取組を支援し、日本一の生産量を誇るほしいもの付加価値や品質の向上を図るとともに、食用甘藷やいちごの銘柄産地指定化を支援し、地場農産物のブランド化を推進します。

主な取組

- ▶ 農産物のPR, ブランド化の推進
- ▶ 販路拡大支援, 直売所活用促進
- ▶ 食育による消費拡大, 地産地消の推進
- ▶ ほしいも生産三ツ星運動とHACCP* (ハサップ) など衛生加工に係る認証 制度との連携を検討

役割



- ■ほしいも生産三ツ星運動の推進
- ●農産物のPR



●ほしいも生産三ツ星運動の取組実践

目標・指標

目標・指標	平成27年度	平成32年度
三ツ星生産者数	139名	160名

91

II-6 1 活力ある水産業づくり

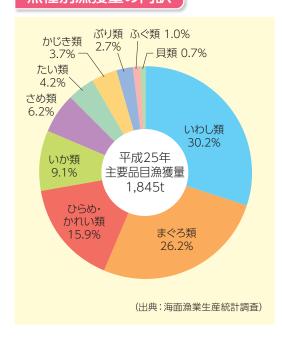


- ●東日本大震災の地震と津波の影響により甚大な被害を受けた那珂湊漁港や磯崎漁港の漁港施設等の復旧は、おおむね完了しました。
- ●魚価の低迷や船の燃料費負担などにより漁業者等の経営基盤が弱体化するとともに、 担い手も減少しています。
- ●水産資源の持続的な利用を図るため、アワビの種苗放流による資源管理型漁業※を推進しています。
- ●カツオ, サンマなどの廻船による水揚げ金額は, 全体の水揚げ金額の約1/3となっています。
- ●福島第一原子力発電所事故の影響で、未だに県内において魚介類の出荷制限が続いています。

課題

- ●漁業の維持・発展のため、担い手の確保・育成が急務となっています。
- ●種苗放流等の養殖事業には多額の経費を要するため、生産金額との採算性の確保が 課題となっています。
- ●船員の福利厚生や入港船への燃料費等の支援など、廻船誘致策の充実が求められています。
- ●水産物の生産から消費の段階まで、一貫した総合的な安全性の確保と風評の払拭が 求められています。

魚種別漁獲量の内訳





- ●漁業協同組合をはじめとした関係団体の運営を支援し、各種金融制度及び利子補給等の助成を行うことにより、漁業経営の安定化を図るとともに、漁業協同組合と連携した宿泊型の漁業体験研修等の取組により、担い手の確保・育成に努めます。
- ●管理者である県や地元関係者と連携をとりながら、良好な漁場環境の維持に努めるとともに、 アワビの種苗放流等を中心とする資源管理型漁業を推進します。
- ●機能的な漁港環境の実現を図るため、那珂湊漁港、磯崎漁港における係留施設・外郭施設の整備や航路の浚渫を促進します。
- ●カツオ・サンマ漁船及びその他漁船の積極的な廻船誘致活動に努め、水揚げ量の増加を図るとともに、外部買受人の増員による買受け能力の強化を推進し、水産物の流通の安定性の確保に努めます。
- ●原発事故による風評被害を払拭し、本市水産物のイメージ回復を図るため、安全についてのPR 活動等を行っていくとともに、引き続き魚介類の放射性物質の検査結果を踏まえ、安全安心 な水産物の供給に努めます。

主な取組

- ▶ 水産業団体の運営支援
- ▶ 漁業経営の支援
- ▶ 宿泊型漁業体験研修をはじめとした人材育成
- 種苗放流の推進
- ▶ 漁港,漁場の整備及び維持管理の促進
- ▶ 廻船誘致
- ▶ 外部買受人の増員
- ▶ 風評被害対策

目標・指標

目標・指標	平成27年度	平成32年度
①アワビ水揚げ金額	44,100千円	63,000千円
②廻船による年間水揚げ金額	200,000千円	400,000千円

用語解説

※ 資源管理型漁業

漁業者が相互に話し合い,地域の状況に応じた禁漁区等の設定,漁法の制限など自主的な管理を実施し,資源の再生産と有効利用を適切に図りつつ経営の安定化を目指す漁業。

Ⅱ-6 2 特色ある水産業づくり



- ●本市の煮だこや酢だこをはじめとしたタコの加工品は、日本一の生産量を誇ります。
- ●平成26年11月にオープンした那珂湊漁港の地魚加工販売施設等を活用して漁業協同 組合等が取り組む未利用魚の加工販売や、新たな加工品の開発・研修など、6次産業※化 に向けた活動を支援しています。

課題

- ●タコをはじめとする本市水産物や加工品のブランド化を図る必要があります。
- ●6次産業化に向けて、ハード・ソフトの両面から支援する必要があります。
- ●水産物に関する知識や情報の提供など、魚食普及活動の推進に努める必要があります。







- ●イベントや直販事業などへの支援を行い、タコをはじめとする本市水産物・加工品のブランド化や価値向上を図るとともに、漁協女性部などが取り組む未利用魚の加工販売や新たな加工品の開発・研修を支援し、6次産業化に取り組みます。
- ●各種イベント等における水産物のPRや, 魚介類を利用した料理教室の開催等を通じた魚食普及活動, 地産地消を支援し, 水産物の販路拡大を図ります。

主な取組

- ▶ タコをはじめとする本市水産物・加工品のブランド化の支援
- ▶ 未利用魚の加工販売や新たな加工品の開発・研究の支援
- ▶ 魚食普及活動による地産地消の支援
- ▶ 販路開拓の支援

役 割



- ●イベント等でのPR
- ●ハード面での補助



●未利用魚の加工販売, 商品開発



にぎわう那珂湊おさかな市場

用語解説

※ 6次産業

農業や水産業などの第一次産業が食品加工・流通販売等にも業務展開している経営形態のこと。

II-7

1 地域観光資源の活用



- ●首都圏のレクリエーション拠点として広大な国営ひたち海浜公園が開園しており、様々な世代の方々に多様な楽しみ方が提供されています。大規模音楽イベント会場ともなっており、草花のブランド化や、PR効果等により、外国人を含み全国から年間200万人規模の集客を誇っています。
- ●海岸沿いの地域を中心に、3つの海水浴場と磯遊び場等を有する海、おさかな市場、水戸徳川家ゆかりの史跡・名勝、虎塚古墳をはじめとした貴重な文化財など数多くの観光資源を有しています。
- ●地域の食や祭り、伝統文化、イベントなど多くの魅力ある地域資源を有しています。

課題

- ■国営ひたち海浜公園や那珂湊おさかな市場などの大型集客施設への来訪者が他の観光 資源にも立ち寄って楽しむことができるよう、市内での回遊につなげる必要があります。
- ●海浜部などを中心に点在する数多くの観光資源へ回遊性を高める必要があります。
- ●本市が有している多様な地域資源を磨き上げ、結びつけていく必要があります。



国営ひたち海浜公園のネモフィラ



那珂湊おさかな市場



阿字ケ浦海水浴場



ひたちなか祭り

用語解説

※ パークアンドライド

観光地などの交通渋滞の緩和のため,目的地までの途中で自家用車を駅やバス停周辺の駐車場に停車させ,電車やバスなどの公共交通機関に乗り換えて目的地まで移動する方法。

- ●ひたちなか海浜鉄道湊線をはじめとした公共交通と連携しながら、市内の観光資源をつなぎあわせ回遊性のある観光ネットワークづくりに取り組みます。
- ●美しい景観や観光地と、地域の食や、祭り、伝統文化、イベントなどを結びつけるとともに、 地元産品の販売や食の提供、交流促進の拠点となる道の駅などの整備を検討します。
- ●ひたちなか市観光協会や、地域、関係団体などと連携するとともに、観光ボランティアなどの人材の育成と活用を推進しながら、おもてなしの心による地域に根差した観光振興に取り組みます。
- ●回遊性の向上が周遊,滞在にもつながるよう,行政界を越えた広域的な連携,相互交流により, 更なる賑わいの創出に努めます。

主な取組

- ▶ 観光人材育成事業
- ▶ 市民・団体の取組に対する支援事業
- ▶ 既存観光資源向上事業
- ▶ 回遊サービス提供事業

役 割

- ●研修会等の機会の提供
- ■関係者・関係団体支援
- 市
- ●海の体験プログラム造成
- ●歴史資源のライトアップ、イベント活用
- ●推奨品等の有効活用
- ●レンタサイクル、パークアンドライド※の活用



- ●観光ボランティアへの参加
- ●観光振興に関する提案
- ●研修会等への参加



- ●観光振興に関する提案 と実施
- ●研修会等への参加

目標・指標

目標・指標	平成27年度	平成32年度
①観光振興に関心のある市民の割合	6.6% (平成26年11月時点)	8.3%以上
②来訪客の満足度	40.0% (平成26年3月時点)	65.0%以上
③市内での買物による消費額	3,600円 (平成26年3月時点)	3,800円以上

97

II-7

2 戦略的な観光PR

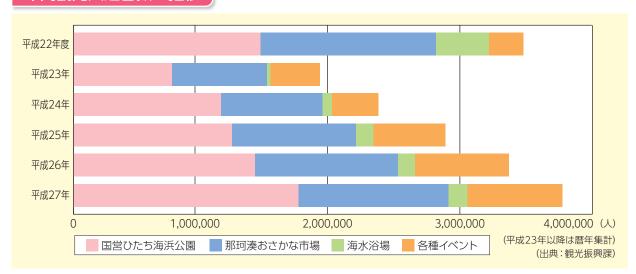


- ●北関東自動車道沿線の栃木県・群馬県・埼玉県の地元テレビ局や県内のラジオでの 観光CM放映や情報番組出演、SNS*の活用、フィルムコミッション*等によるPRを 実施しています。
- ●市への観光客が増加しており、その中で海外からの外国人観光客が多く見受けられるようになっています。



- ●市場調査・分析を実施し、それらを活用したきめ細かなPR・情報提供が必要となっています。
- ●増加傾向の観光客が快適に市内を回遊できるよう受入体制の整備が必要となっています。

年間観光入込客数の推移



用語解説

登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービス。

Social Networking Service

※ フィルムコミッション

地域の経済活性化や観光振興を目的として、映画やテレビドラマ、CMなどのあらゆるロケーション撮影を誘致し、撮影支援をする非営利公的機関。地方公共団体等が事務局を担う場合が多い。

※ 公衆無線LAN

スマートフォンやノートパソコンといったモバイル機器の所有者が外出先や旅行先で、誰でもアクセスできる無線LANを利用してインターネットに接続できるサービス。

※ インバウンド施策

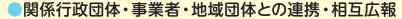
外国人旅行者を日本へ誘致する観光施策。

- ●本市の魅力を広く効果的に発信するため、観光事業者等の協力を得ながら、旅行者に関する市場調査・分析を行うなど、戦略的な情報発信に取り組み、交流人口の拡大に努めます。
- ●観光案内機能の充実を図り、外国人観光客向けには観光案内の多言語化や公衆無線LAN*の設置を行うなど、国や県のインバウンド施策*とも連携しながら、本市の特性を活かした受入体制を整え、国内外からの観光客を誘致していきます。

主な取組

- ▶広域観光PR事業
- ▶ マーケティング機能強化事業
- ▶ 観光客受入体制整備事業

役 割





- ●多様な広報媒体の活用
- ●市場調査・分析
- ●観光案内マップ, 観光案内板, 観光パンフレット等の多言語化
- ●公衆無線LANの設置



- ●観光情報等の提供, 広報宣伝への協力
- ●通訳・翻訳ボランティアへの協力



- ●観光情報等の提供,広報宣伝への協力
- ●市場調査への協力
- ●案内、パンフレットの整備・多言語化
- ●公衆無線LANの設置
- ●免税店舗の拡大

目標・指標

目標・指標	平成27年度	平成32年度
年間観光入込客数	約337万人 (平成26年度実績)	368万人以上

Ⅱ-8 1 産業の活性化



- ●本市は工業・商業,農業・水産業を中心に多様な産業が発展しています。
- ●市民や企業,団体などの交流の場として産業交流フェアやみなと産業祭を開催しており, 多くの市民等が来場します。

- ●均衡のとれた産業の発展を実現するために、生産活動をより活発化させていくことが 課題となっています。
- ●生産技術の革新により、生産性や品質を高め、取引の拡大を図ることが求められてい
- ●企業の技術力をPRして取引先を増やすことにより、経営基盤の安定化を図ることが 期待されています。



産業交流フェア



産業交流フェアのステージイベント



みなと産業祭

- ●市内に根付く幅広い産業や企業活動等を市内外に広く周知するとともに,市民と企業,関係 団体等との交流を推進します。
- ●中小企業の競争力を高めるため、ITを活用し、生産性を向上させる取組を支援します。
- ●中小企業が行う人材の育成、新技術·新製品の開発、販路の拡大を支援します。

主な取組

- ▶ 産業交流フェア, みなと産業祭の開催
- ▶ 生産技術の向上を図る研修会の開催
- ▶ IoTやビッグデータの活用など競争力強化を促進する支援事業の検討
- 技能訓練、新製品開発展示会出展費用の補助

役 割



産業支援機関,企業と市民との交流の場の創出



- ●市が行う市民に対する広報への情報提供協力
- ●産業交流フェア等への参加協力

目標・指標

目標・指標	平成27年度	平成32年度
産業交流フェアの来場者数	26,000人	30,000人



Ⅲ – 1

1 地域福祉



- ●「ひたちなか市地域福祉計画」*を策定し,地域福祉を担う社会福祉協議会及び社協 支部(自治会),ボランティア連絡協議会などの関係機関・団体と連携して地域福祉を推進 しています。
- ●子育て世代や高齢者を対象とするサロン活動※をはじめとした地域のたまり場を増やすため、人材育成や活動支援を行っています。
- ●井戸端会議を実施し、地域福祉について理解を深めるとともに、福祉についての意見 交換を行っています。
- ●市民の相談役である民生委員・児童委員の活動を支援し、活動の円滑化を図っています。

課題

- ●社会福祉協議会やボランティア連絡協議会などの関係機関・団体との連携を深め、 時代に合わせて地域福祉計画を見直す必要があります。
- ●サロン活動の担い手を育成するとともに、「歩いて行ける」ところにサロンを立ち上げることを目標に支援する必要があります。
- ●井戸端会議をより多く開催し、市民(地域)自らが必要と考えるテーマについて話し合うことで、地域福祉について意識向上を図る必要があります。
- ■高齢化の進展とともに、民生委員・児童委員の仕事が増えつつあることから、適切に 支援する必要があります。





サロン活動の様子

- ●地域福祉計画に基づき,市民(地域)との協働により,地域における支え合いの輪を構築する ことを目指します。
- ●地域福祉の拠点となるサロンなどの「居場所」を,各地区に広げ,住民相互が理解し合い,安心 して暮らせるまちを目指します。
- ●社会福祉協議会や民生委員・児童委員,福祉に関わるボランティアやNPOなどの各種団体や 個人など、地域福祉の推進に指導的役割を担う方々を支援します。

主な取組

- 地域福祉活動の推進・見直し
- ▶ 社会福祉協議会やボランティア団体等への支援・指導及び連携の強化
- ▶ 地域のたまり場創出支援事業の実施
- ▶ 井戸端会議※の実施
- 民生委員・児童委員への支援

役 割



- ●地域福祉活動に対する支援
- 地域福祉団体等への支援・指導
- 地域福祉活動のPR



|地域福祉活動の実施(ボランティア活動,サロン活動など)



- ●地域福祉活動における指導的役割
- 地域福祉活動の推進

用語解説

※ 地域福祉計画

福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する 一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆ る分野の活動に参加する機会が与えられるよう, 地域福祉 を推進するための計画。

※ サロン活動

地域住民が主体となって, 子育て世代や高齢者などの住民 同士がつながりを持てる集いの場所を運営する活動。市内 には大きく分けて「子育てサロン」と「高齢者ふれあいサロ ン」があり、コミュニティセンターや集会所などで活動して いる。

※ 井戸端会議

地域住民同士が身近な課題について気軽に話し合い, 住民 相互の交流の場ともなる地域福祉懇談会。

Ⅲ-2

1 高齢者福祉

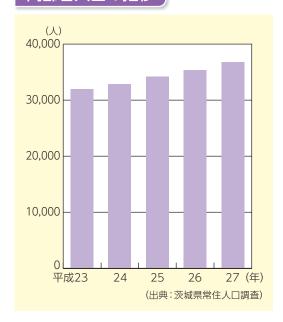


- ●平成27年4月現在の本市の高齢化率は23.6%となっており,今後更に増加する見込みです。
- ●介護認定者や認知症高齢者等は増加を続けており、今後も増加が見込まれています。
- ●ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等の増加により、掃除や買物など軽度の生活 支援を必要とする高齢者が増加しています。一方、地域の中で元気に活躍する高齢者も 増えています。

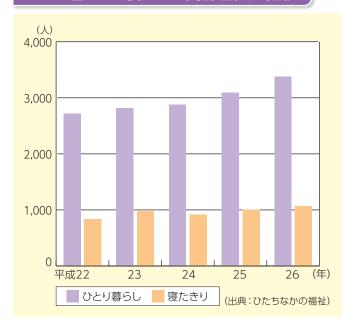
課題

- ■高齢者が増加していく中、介護を要する状態になっても可能な限り住み慣れた地域で 生活が送れるような体制を整備する必要があります。
- ●認知症高齢者の増加に対応するため、認知症*の方への支援を強化する必要があります。
- ●地域の支え合いや生活支援サービス等を充実させるとともに、高齢者が地域で活躍できるような取組を支援する必要があります。

高齢者人口の推移



ひとり暮らし・寝たきり高齢者数の推移



用語解説

※ 認知症

脳に何らかの原因で障害が起き, 脳の機能が低下することで, 記憶障害や見当識障害, 判断力の低下など日常生活がうまく行えなくなる脳の病気のこと。

※ 地域包括ケアシステム

高齢者が要介護状態となっても, 住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう, 住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される支援体制。

※ 小地域ネットワーク事業

自治 (町内) 会等の小地域を基盤として, 住民の参加と協

力により、同じ地域の中で援護が必要な方々の生活を見守り、支え合っていく隣人同士の助け合い活動。

※ 介護予防·日常生活支援総合事業

介護保険制度における地域支援事業の一つで、「介護予防・生活支援サービス事業」及び「一般介護予防事業」により構成される。介護予防・生活支援サービス事業では、要支援者等を対象として、従来の介護保険給付によるホームへルプサービスやデイサービスに相当するサービスのほか、地域の実情に応じて市町村独自の介護予防のためのサービスを行う。一般介護予防事業では、全ての高齢者を対象として介護予防の普及啓発などが行われる。

●高齢者が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう,地域力を活かした地域包括 ケアシステム*の構築を推進します。具体的には、地域での支え合いや見守り体制の充実、社会 活動への参加による介護予防,介護サービスの基盤整備,在宅医療と介護・福祉の連携推進等 を図ります。

主な取組

- 小地域ネットワーク事業*の推進
- ▶ 生きがいづくりの推進 (老人福祉センター運営, 高齢者クラブ支援, シルバー人材センター支援等)
- ▶ 介護予防・日常生活支援総合事業※の推進
- ▶ 地域包括支援センター*の運営
- 介護サービス基盤の整備
- 認知症施策の推進 (認知症初期集中支援チーム*の設置, 認知症地域支援推進員*の配置等)
- 在宅医療・介護連携の推進

役 割



地域包括ケアシステムの構築



- ●地域の支え合いや生活支援サービスへの参加
- 小地域ネットワーク事業における高齢者の見守り活動



- ●他業種の事業者, 地域及び市との連携
- ●介護サービス等の提供

※ 地域包括支援センター

地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支 援することを目的に, 地域支援事業のうち介護予防支援事 業及び包括的支援事業などを一体的に実施するために中 核拠点として設置される施設。

※ 認知症初期集中支援チーム

複数の専門職によって構成され、認知症が疑われる人や認 知症の人, その家族を訪問し, 専門医による鑑別診断等を 踏まえて観察・評価を行い、認知症初期の支援を包括的・ 集中的に行う体制。

※ 認知症地域支援推進員

認知症の人が住み慣れた地域で生活できるよう, 医療機 関,介護サービス事業所,地域の支援機関などの連携を支 援するとともに, 認知症の人やその家族の相談業務等を行 う者。

III-3

11 障害者(児)支援



- ●平成26年度末現在,身体障害者手帳所持者4,221人,療育手帳所持者1,092人,精神保健福祉手帳所持者702人となっています。このうち障害福祉サービス費の支給決定を受けている障害者は860人,障害児は256人です。
- ●自立支援給付や障害児通所支援を行っています。
- ●各種手当の支給や各種助成を行っています。
- ●みんなのみらい支援室*において発達相談支援事業を実施しています。
- ○心身障害者福祉センターや心身障害児療育訓練センターにおいて生活訓練や療育 訓練を実施しています。

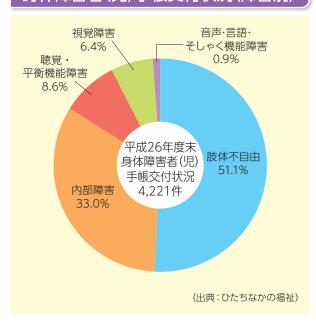


- ●障害者(児)福祉サービス事業者及び利用者は年々増加しており、給付の質と量を 適正に管理する必要があります。
- ●発達障害児に対する切れ目のない支援体制を充実させる必要があります。

各種障害者手帳交付状況の推移



身体障害者(児)手帳交付状況(障害別)



用語解説

※ みんなのみらい支援室

発達に中軽度の課題のある児童・生徒やその保護者及び 支援者への支援を目的として平成25年2月に開設された。

- ●障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、障害の有無にかかわらず市民 一人一人がともに助け合い、支え合って 「思いやりの心」 を育む共生社会の実現を目指します。
- ●障害のある方の生活を支えるため、障害福祉サービスの適切な給付に努めるとともに、計画相談 支援事業所との連携により、障害のある方が自らの希望する生活を実現できるよう支援します。
- ●障害児通所支援の給付や発達相談支援事業(みんなのみらい支援室)により障害のある児童 の成長を支援します。

主な取組

- ▶ 障害者福祉
 - 自立支援給付(介護給付,訓練等給付,医療給付,補装具費等)の支給
 - 各種手当の支給, 各種助成の実施
 - 心身障害者福祉センター, 福祉作業所, 身体障害者福祉センターの運営
- ▶ 障害児福祉
 - ・障害児福祉サービス (障害児通所支援) の提供
 - 発達相談支援事業(みんなのみらい支援室)の実施
 - 心身障害児療育訓練センターの運営

役 割



障害福祉サービス支給量確保



- ●地域での見守り
- ●障害者(児)への理解促進



- ●サービス利用者への支援
- ●障害福祉サービス事業参入

目標・指標

目標・指標		平成27年度	平成32年度	
	障害福祉サービスの延べ利用件数 (介護給付・訓練等給付)	13,220件	21,289件	

2 障害者(児)への地域生活の支援



- ●地域で生活する障害のある方やその家族の相談を受け、必要な情報提供と援助を行う相談支援事業を実施しています。
- ●日常生活用具の給付,移動支援,意思疎通支援等の地域生活支援事業を実施しています。
- ●地域活動支援センター**やスポーツ大会等の社会参加の機会を提供しています。
- ●障害のある方の権利擁護推進のため、市民を対象とした学習会を開催しています。

課題

- ●障害のある方の目線に立った分かりやすい情報提供が必要となっています。
- ●障害のある方の自立と社会参加の機会を確保する必要があります。
- ●障害のある方の権利擁護の取組を進める必要があります。



地域活動支援センターKUINA



障害者(児)スポーツ大会



※ 地域活動支援センター

働くことが困難な障害者等に創作的活動や生産活動の機会を提供し,社会との交流を促進する福祉施設。

- ●障害のある方が自らの意思でサービスを選択し、地域生活を円滑に送ることができるよう、 必要なサービスを提供します。
- ●障害のある方の自立・社会参加を促すため、障害福祉サービス事業所等の関係機関をスムーズに 利用できるよう、分かりやすい情報を提供します。
- 就労を希望する障害のある方について, 就労移行支援事業所や障害者就労・生活支援セン ター等の継続的な支援を通して、希望する進路に挑戦し、定着することを支援します。
- ●スポーツや文化活動の機会を提供し、生きがいのある生活を推進します。
- ●障害者への理解を広げるため、各種研修会の開催等の取組を進めます。

主な取組

- 自立と社会参加の支援
 - •相談支援事業をはじめとする様々な相談窓口の運営
 - 地域生活支援事業 (意思疎通支援, 地域活動支援センター事業等) の実施
 - 心身障害者 (児) スポーツ大会の開催
- 権利擁護の推進
 - 権利擁護学習会の開催

役 割



- 障害福祉制度の情報提供
- 地域生活支援事業の実施
- ●権利擁護の啓発



- ●障害者(児)への理解促進
- ●ボランティアの参加
- ●地域での見守り



- ●障害者の雇用機会創出
- ■障害者の就労環境向上の配慮

目標・指標

目標・指標	平成27年度	平成32年度
地域活動支援センターの延べ利用人数	33,397人	36,736人

Ⅲ-4 1 健康づくり

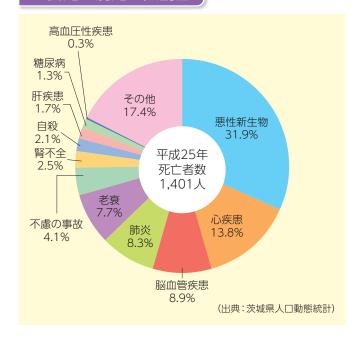


- ●食生活をはじめとするライフスタイルの変化に伴い、生活習慣病*が増加しています。
- ●保健推進員や食生活改善推進員がそれぞれの地域において、健康づくり歩く会やコミュニティまつり等の機会を通じて、運動、生活習慣病予防や食育等について啓発活動を行っています。
- ■元気アップサポーターが中心となって、「元気アップ体操」*の普及を通した健康づくりや 介護予防を推進しています。

課題

- ●高齢化は今後更に進展すると予測されていることから、生活習慣病にかかる方も更に 増加すると見込まれています。
- ●生活習慣病の予防には、食生活の改善や運動などに一人一人が積極的に取り組む必要があります。
- ●それぞれの地域において継続的に「元気アップ体操」の活動が行われるよう, 積極的に 活動できる人材を確保する必要があります。

主要死因別死亡数割合





元気アップ体操



高齢者の健康づくり教室

●健康寿命を延ばし,生涯を通じて健やかで生き生きと暮らせるよう,保健推進員や食生活改善 推進員、元気アップサポーターなどの健康づくりリーダーと連携し、年齢に応じた健康づくりや 食育の推進に取り組みます。

主な取組

- ▶ 保健推進員による健康づくり活動(健診受診勧奨・生活習慣病予防に関する知識 の普及啓発)
- ▶ 食生活改善推進員による広い世代に向けた食育推進・減塩対策
- ▶ 元気アップサポーターによる元気アップ体操の普及を通した健康づくりと地域 づくり

役 割



健康づくりリーダーの活動支援と協議・連携



- ●市民への普及・啓発 (健康教室や健康づくり歩く会等の実施, PR活動)
- ●市の事業への協力,参加



※ 生活習慣病

糖尿病, 高血圧症, 脂質異常症など, 生活習慣が発症・進 行に関与する疾病。

※ 元気アップ体操

茨城大学教育学部の協力を得てつくられた体操で,筋力 アップと柔軟体操により生活習慣病を予防する効果が期 待されている。

1 医療体制の構築



- ●本市の中核医療機関である日立製作所ひたちなか総合病院による医師確保を支援しています。
- ●休日や夜間の救急医療体制確保のため、医師会等の協力を得ながら、休日夜間診療所を運営しています。
- ●日立製作所ひたちなか総合病院が実施している平日準夜間帯の小児救急の運営を支援しています。

課題

- ●本市が属する常陸太田・ひたちなか医療圏における人□10万人当たりの医師数は、全国 平均を大きく下回っており、今後の高齢化の進展を踏まえると、更に多くの医師を確保す る必要があります。
- ●日立製作所ひたちなか総合病院が実施している小児救急については、小児科医の不足等により開設日が週3日であることから、更に充実を図る必要があります。
- ●救急二次医療機関*への搬送が増加し、各医療機関の負担が大きくなっています。



日立製作所ひたちなか総合病院



休日夜間診療所

- ●日立製作所ひたちなか総合病院が行う救急医療や地域医療に係る医師確保を支援するととも に、 高度な検査治療を行う日立製作所ひたちなか総合病院と地域のかかりつけ医との病診連 携*を推進します。
- ●医師会や薬剤師会と連携し、休日夜間診療所を運営するとともに、日立製作所ひたちなか総合 病院が実施する小児救急の運営を支援するなどして、休日や夜間の医療体制を整備します。
- ●水戸及び常陸太田・ひたちなか医療圏の市町村と連携しながら, 救急医療二次診療業務の 運営費を補助し, 救急医療体制の充実を図ります。

主な取組

- ▶ 日立製作所ひたちなか総合病院の医師確保の支援
- 休日夜間診療所の運営
- 小児救急運営の支援
- ▶ 救急二次医療機関の支援



医療体制充実のための支援



医療体制の充実

目標・指標

目標・指標	平成27年度	平成32年度	
日立製作所ひたちなか総合病院が行う 社会連携講座による専門科医の人数	5科 5名	8科 8名	

用語解説

※ 救急二次医療機関

入院治療を必要とする重症患者に対応する機関。 都道府県が定めた医療圏域 (二次医療圏) ごとに整備する ため, 市町村の垣根を越えて整備されることが多い。

※ 病診連携

地域医療等において,核となる病院と地域内の診療所が, 患者の状態に応じてそれぞれの役割と機能を分担し,効率 的な医療提供を実施すること。

2 感染症予防対策



●感染のおそれのある疾病の発生及びまん延を予防するため、乳幼児については予防接種法に基づく定期(予防)接種費用の全額を、高齢者についてはその一部を公費負担しています。また、一部の任意接種については独自の助成を行っています。



- ●定期接種は、予防接種の種類が随時追加・変更されており、適切に対応していく必要があります。
- ■関係機関と連携し、予防接種に関する正しい知識を普及・啓発するとともに、接種率の 向上に努めていく必要があります。
- ●任意接種への助成については、感染症の特徴を正しく理解し、流行の状況を把握した上で、適切に対処する必要があります。

取組方針

●医師会や学校などの関係機関と連携し、予防接種に関する正しい知識を普及・啓発するとともに、年齢層に応じた予防接種を勧奨し、接種率の向上に努めます。

主な取組

- ▶ 定期予防接種の実施
- ▶ 任意予防接種への助成
- ▶ 感染症予防の啓発

役 割



- ●感染症予防に関する知識の普及・啓発
- ●接種率の向上のための体制整備



■感染症予防に関する正しい理解と各種予防接種の実施



●国・県や医師会等関係機関との連携・協力

Ш

3 健診の充実



- ●ヤング健診,各種がん検診については,平日夜間や土曜・日曜の検診を設け,受診しやすい 体制の整備を図っています。また、ヤング健診については、商業施設や金融機関、保育 所, 幼稚園等にポスター等での周知を行うほか, 保育の希望にも対応するなど, 受診者 数の増加に取り組んでいます。
- ●特定健康診査*後の特定保健指導*については. 個別での支援のほか. バランスのとれた 食事の試食会や運動教室などを実施しています。



- ●ヤング健診は健診項目を追加し、周知方法や保育の体制整備も行っていますが、 受診者数は伸び悩んでおり、新規受診者を増やしていく必要があります。
- ◆特定保健指導の実施率が伸び悩んでおり、実施方法を検討する必要があります。
- ●特定健康診査やヤング健診の結果,生活習慣の改善が必要な方に対しての事後指導を 強化する必要があります。

取組方針

- ●健診について、各種窓口等においてPRするとともに、商業施設等にポスターを掲示するなど して、新規受診者の増加へつなげます。また、若い世代の受診者を増やすため、保育所や幼稚 園へのポスター掲示や乳児家庭訪問でも周知を行います。
- ●休日実施や保育希望の対応など市民が受診しやすい体制づくりを検討します。
- ●特定保健指導の実施率向上のため、内容の充実に努めるとともに、訪問による個別対応を行 います。

主な取組

- 各種健診の周知方法の検討と受診しやすい体制づくり
- ▶ 特定保健指導の内容充実と個別アプローチ
- 健診事後指導の効果的な保健指導の工夫

割



- 各種健診の受診勧奨と 受診体制の整備
- 健診事後指導の強化



各種健診の積極的受診

目標・指標

目標・指標	平成27年度	平成32年度
各種健診受診者数	平成26年度の10%増	平成26年度の15%増

用語解説

※ 特定健康診査

健康保険法の改正により平成20年度から全国の地方公共 団体で導入された。生活習慣病予防のため、特にメタボリッ クシンドローム (内臓脂肪症候群) に着目した健康診査。

※ 特定保健指導

特定健康検査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高い 方に対して, 医師や保健師, 管理栄養士等が対象者の身体 状況に合わせて生活習慣を見直す指導を行う。

Ⅲ – 6

■ 国民健康保険・後期高齢者医療制度※



- ■国民健康保険の平成27年3月末の被保険者数は37,395人,平成26年度の歳出額は約141億円で,被保険者に対する各種保険給付や特定健康診査などの保健事業を行っています。
- ●後期高齢者医療制度の平成27年3月末の被保険者数は17,032人, 平成26年度の 歳出額は約14億円で, 県内の市町村で構成する茨城県後期高齢者医療広域連合と 連携を図りながら, 各種保険給付や健康診査などの保健事業を行っています。



- ●国民健康保険は加入者の平均年齢が高く,保険税負担力の低い方が多くなっています。
- ●平成20年度以降,国民健康保険税の税率改正を行っておらず,必要な財源に見合った税率となっていないため,広域化の際に県から示される標準保険料の動向を見ながら,税率を改正する必要があります。
- ●生活習慣病の早期発見や重症化予防のために行う特定健康診査・後期高齢者健康 診査の受診率が低くなっています。

取組方針

- ■国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の収納率の向上と医療費適正化等による医療費の抑制に努めながら、保険財政の健全運営を図ります。
- ■民健康保険は、事業運営の安定化を図るため、平成30年度から県が財政運営の責任主体となりますが、資格管理や保険給付、保健事業などは引き続き市町村が担います。 広域化に当たっては、国保事業納付金の算定方法や市町村が行う事務の標準化などについて、 茨城県市町村国保広域化等連携会議部会において協議を進めます。
- ●特定健康診査・後期高齢者健康診査を実施するとともに、人間ドック等の助成を行うなど、疾病の予防、早期発見と早期治療を促します。

主な取組

- ▶ 保健事業の推進等による医療費の抑制
- ▶ レセプト点検*等による医療費適正化
- ▶ 国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の収納率向上

目標・指標

目標・指標	平成27年度	平成32年度	
特定健康診査等受診率	35.0%	60.0%	

用語解説

※ 後期高齢者医療制度

75歳以上の後期高齢者全員と, 前期高齢者(65~74歳)で障害のある者を対象とする, 他の健康保険とは独立した 医療保険制度。

※ レセプト点検

医療機関が医療費の保険負担分を自治体等に請求する際 に発行するレセプト(診療報酬明細書)の点検。

Ш

2 介護保険



- ●平成27年3月末の要介護認定者数は5.559人,平成26年度の介護給付費総額は81億 7,922万4千円で、高齢化の進展に伴い、介護保険制度*開始の平成12年度と比較して、 認定者数は3.1倍,給付費は3.3倍と大幅に増加しています。
- ●「ひたちなか市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」の計画期間3年ごとに算定す る第1号被保険者の保険料基準額は,第6期(平成27~29年度)においては4,934円 で, 第1期 (平成12~14年度) と比べ2,234円増の1.8倍となっています。



- ●平成37年(2025年)には団塊の世代※が75歳以上となることから,今後,要介護認定者 数及び介護保険給付費の急増が予想されます。
- ●介護保険法の改正とともに制度の内容がより複雑化していることから,市民への周知と 理解を図るため、PR活動を継続して実施する必要があります。

取組方針

●要介護認定者や介護保険サービス利用者の更なる増加が予想される中, 適正な要介護認定や 介護サービスの基盤整備,給付適正化の強化,介護保険料収納率の向上など,健全な介護保険 財政の運営に努めます。

主な取組

- 介護保険制度の周知普及
- 介護認定審査会の適正な運営
- 介護給付適正化の強化
- 介護保険料収納率の向上

目標・指標

目標・指標	平成27年度	平成32年度
介護保険料の収納率 (過年度分含む。)	96.5%	98.0%

用語解説

※ 介護保険制度

老後生活の不安要因の一つとなっている介護問題につい て, 社会全体で支え合い, 必要な介護サービスを総合的・ 一体的に提供するために、40歳以上の国民の公平な負担 により運営される保険制度。

※ 団塊の世代

第二次世界大戦直後の第一次ベビーブームが起きた時期に 生まれた世代。

3 生活保護※



- ●平成26年度の生活保護世帯数は、年平均738世帯(958人)で、平均保護率は 0.61%、年間総支給額は15億1,789万7千円となっています。世帯数は平成21年度から 急激に増加し、平成23年度に802世帯とピークを示しましたが、その後は徐々に減少しています。支給額もそれに応じ、平成22年度に急激に増加し、平成23年度からは減額 傾向となりましたが、平成26年度は前年比0.4%増とわずかな増加となりました。
- ●制度を適正に運用しながら、就労能力がある被保護者に対しては積極的な就労支援を 実施し、早期就労・早期自立を目指しています。
- ●現状では生活保護には至らないものの、経済的に困窮しており、そのままでは最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある方の相談が多くなっています。

課題

- ●近年,生活保護費全体としては就労支援等により減少傾向を示していますが,高齢化の 進展とともに医療扶助費が増加傾向にあることから,今後,生活保護費全体の増加が 予想されます。
- ■就労支援により就労を開始する被保護者の中には、早期に離職するケースも多く、 保護と自立を繰り返す悪循環を断ち切るため、就労場所への定着(継続的な安定就労)の 支援を強化する必要があります。
- ●平成27年4月から実施している生活困窮者自立支援相談事業※においては、相談業務の充実とともに、生活困窮世帯の子どもへの学習支援事業など、本市の特性や実情に合わせた事業の実施を検討する必要があります。

社会保障関連経費(扶助費※)の推移



用語解説

※ 生活保護

全ての人が健康で文化的な生活を送れるよう, 必要最低限度の生活水準を保障する制度。生活困窮者への扶助, 自立助長を図ることを目的としている。

※ 生活困窮者自立支援相談事業

生活困窮に至るリスクの高い方等に対する自立支援策の強化を図るため,経済的な問題,心身の問題,家庭の問題など様々な問題に専門の支援員が関係機関と連携して支援を行う事業。

※ 扶助費

社会保障制度の一環として生活困窮者,身体障害者等に対し、その生活を維持するために支出される経費。

※ 後発医薬品 (ジェネリック)

新薬の特許期間の満了後,厚生労働省の承認を得て製造・ 販売される薬。新薬に比べて開発費が削減できるため,新 薬と同じ有効成分・同等の効き目でありながら低価格で販 売される。

- ●訪問調査, 扶養義務調査やレセプト点検等を実施しながら, 生活保護制度の適正運用を図ります。
- ●被保護者に対して必要な医療は継続しつつ、後発医薬品(ジェネリック)*の更なる使用促進を 目指します。
- ●被保護者が就労した際には継続して就労し、自立した生活が営めるよう支援します。また、引き こもりなど、すぐには一般就労に結びつかない被保護者に対し、日常習慣の改善や社会的能力・ 就労に必要なスキルなどの育成を目指し, 社会福祉法人や障害者就労移行支援事業所などと 連携し、就労の準備へ向けた支援事業などを推進します。
- ●生活困窮者自立支援相談事業については,関係機関との連携の強化を図り,相談業務の充実 を目指します。
- ●生活困窮者自立支援法の任意事業として、子どもの貧困連鎖の解消に向け、学習支援の機会 や居場所等を提供する取組を検討します。

主な取組

- 生活保護制度の適正な運用
- 医療扶助の適正実施
- 就労支援事業の推進
- 生活困窮者自立相談支援事業の推進

役 割



- 就労支援及び定着支援・指導
- 就労の準備に向けた支援
- 困窮家庭の子どもに対する学習支援



民生委員等を中心とした各種支援、地域福祉活動の実施



- ●生活困窮者受入協力事業者による支援
- ●各種ボランティア団体による受入れの支援

目標・指標

目標・指標	平成27年度	平成32年度
就労支援による就労達成率	70.0%	80.0%

4 国民年金



- ●法定受託事務として第1号被保険者の資格取得や氏名・住所変更に関する届出,老齢基礎年金等の裁定請求などの受理・審査・報告を行っています。
- ■国及び日本年金機構*の協力・連携の下、国民年金保険料の納付案内や年金相談等を 実施しています。



- ●無年金者や低年金者の発生を防ぐため、国民年金制度*の周知・啓発を図り、自発的な 国民年金への加入及び保険料納付を促進する必要があります。
- ●受給資格期間及び将来の年金額を確保するため、保険料免除制度の適用による年金額への影響など、個別に情報を提供し、年金相談の機会を設ける必要があります。

取組方針

●無年金者や低年金者の発生を防止するため、国や日本年金機構と協力・連携し、年金相談業務や広報活動を通して年金制度の啓発を図ります。

主な取組

- ▶ 窓口での保険料納付相談,障害年金相談,ねんきんネット※を使用した年金相談 等の個別相談の実施
- ▶ 広報紙, ホームページでの年金制度の啓発

国民年金被保険者の推移

区分年度	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6
被保険者数(人)	37,241	36,416	35,774	35,002	34,183
月額保険料(円)	15,100	15,020	14,980	15,040	15,250

用語解説

※ 日本年金機構

国 (厚生労働大臣) から委任・委託を受け, 公的年金 (厚生年金及び国民年金) に係る一連の運営業務を担う非公務員型の特殊法人。

※ 国民年金制度

全ての国民を対象に、老齢・障害・死亡に関して必要な給付を行い、健全な国民生活の維持・向上に寄与することを目

的とした年金制度。基礎年金として老齢基礎年金, 障害基 礎年金, 遺族基礎年金がある。

※ ねんきんネット

日本年金機構が提供するサービスで、自宅や外出先などで もインターネットを通じて自分の「年金記録照会」や「年金 見込額試算」等を行うことができる。